

(三六〇)

な改正もしております。あるいは同じ年の地方公営企業法の一部改正というもので、地方財政法の公営企業に関する基本的な規定がございすけれども、それを附則で改正しているというようなこともございます。そのたまたま関連する法令が地方財政法であるとか、民事訴訟法であるとか、基本法として考えられるものでも、必要限度において附則で直すということは、例としてはいろいろあるわけでございます。

○塩崎委員 いま荒井部長、前例をあげられました。確かに国会議員でも役人でも、前例には弱いものでございます。それだけに私はこの機会に大いに議論して、附則で他の法律を直し得る限界とは何かということをほんとうにこの国会で確定しなければ、法律の目的がそこなわれやしないかと思うのでございます。おそらくそのような先例はあったかも知れませんが、その先例について国会でどの程度審議され、どの程度の議論をされたか、たいへんな議論があったかどうか、そんな点についてひとつ御理解があればお知らせをいただきたいと思います。

○荒井政府委員 附則で規定し得る他法令の改正というものは、本則で新たに設ける法律関係に伴つて、それとの結びつきにおいて必要な限度のものである、必要な範囲内のものであるというの、これは関係者として、また国会が立法される

場合にも十分御認識をされた上で規定をされてお
りまして、従来、申し上げましたような立法例の
場合にも、たとえば地方公営企業の合理化あるいは
は財政再建というものをやる場合に、地方財政法
の関連規定を直すというのは当然であるというよ
うなことで国会は御議決になっておられるものと

いうふうに存じております。

○塩崎委員 私は、附則というものを、附則というのはいささか書くべきだというふうな法律があれば別でございますが、附則の概念が、長官の御説明を見てもまだまだ不明確な点があるようにいたしますと、いままでの慣行も大事でございますが、これからの慣行だと思っております。

す。国会における審議あるいは国会における約束、これが大事だと思っております。

そこで、いま部長は、附則十三条を追加する根拠をいたしまして、財団ができて間接補助の形に移る、それから第二に経常費の補助まで始まる、こんなふうなお話がありました。が、財団法全体を讀んでみまして、どうもその点が法文の上では必ずしも明確ではない。間接補助という名称も、必ずしも明確ではない。ただ文部省から財団に補助金の交付についての権限が移るようには見えますが、これだけで単に私学法の一部の改正ができるかどうか。ちょっと二階から目撃したい感じが私はするわけでございます。それから経常費の補助、これは一つこの法案には書いてない。私はあとで文部省にも、いろいろ私学の心配をされておる方々の御心配を解除する意味におきまして、たとえ「補助金で政令で定めるもの」、この「政令」とは何ぞやというのを伺いたいたいです。このように政令案をいへん出したいので、この安心させていたがたいのですが、この経常費の補助という点については、私学財団法には全く書いてない。それでもこの附則の十三条が規定されるものかどうか、この点をもう一ぺん伺いたいたいです。

○荒井政府委員 従来、私学振興会を通じて私学に対して助成しておりましたのは、貸し付け金という方式であつたわけでございます。今度の場合には、やりきりの補助金になる。従来やりきりの補助金というものは、国または地方公共団体が、出資場合にはストレートに出す、この振興会を通じては単に融資をするだけだという体制であつたのに対して、今回、予算に計上されあるいは地方財政計画で見られてこの財団を通ずる助成ということをするのは、非常に大幅な方針の転換といえますが、大きな方向の決定であると思つていただけます。そういうような場合に關連して制度の整備をはかるというのはこの機会においてはないうふうに考えられますので、附則の限界の点

は、従来の先例なり、あるいはともかく一体として成立しないかどうかという望ましい状態がでないというふうなもの、すなわちそれはお互いに密接な関連のあるものというところがございますけれども、密接な関連のあるものが附則で規定されるというのとは、一般的な通念と申しますか、法律關係については当然の前提とされていることであるというところで、経常費補助ということが法律の中にも出ていないので政令に委任するようになつてはならないかという点は、御指摘のようでございますけれども、それは政令案要綱等も文部省のほうからお出しをして御審議を願つていふことではないであらうかというふうに存じます。

それから間接補助であると申し上げましたのは、私、実質的に見まして、国は財団に対して交付する、財団が補助金の交付決定をするという形になつていふ点を、実質に着目して間接補助であるといふふうに考えたわけでございます。条文の上にもその点間接補助という文言がないではないかという点は御指摘のとおりでございますが、私は実質に着目して御説明申し上げたつもりでございます。

○塩崎委員 実質となりますと、多分に主観的判断が伴いますので、私はその限界は非常に危険になつてくると思つた。私は、私学振興財団といふのは、ともかくも補助金を分けるパイプ、ルートみたいな感じがするわけでございますが、補助金がふえた、あるいは人件費の補助をするというなら、別途の法律で出れば、私はこのような附則が監督権の強化といふことに関する問題はいふやうな気がするのです。それも問題だと思つた。

そこで、ひとつ大臣にお伺いをいたしたいのですが、このような画期的な人件費の補助が始まるような時代でございます。大臣のお力が非常に大きかつたと思うのですが、私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律と

いう法律がございます。私は、このような法律があるにかかわらず、なぜ人件費補助に關する法律をこの際制定されなかつたか、ひとつ大臣のお気持ちを伺いたしたいと思います。

○岩間政府委員 ただいま御指摘になりました補助金は、これは大学の研究ということに特に着目いたしまして、いわば科学研究費というふうな考え方で、その配分につきましても、特別の考え方を、特別な配慮をしながら配分するというふうな考え方で設けられた補助金でございます。したがって、一般的に私どもが設備とか施設とか、そういうものをとらえてやうなものとはちよつと違つたわけでございます。いわば研究に対する価値判断と申しますか、そういうふうな要素を入れた配分をするというふうな補助金でございます。したがって、これにつきましては所要の法律を制定したというのが、実情でございます。

○塩崎委員 研究設備に対する国の補助に關する法律の趣旨はわかりましたが、私のお尋ねしたのは、なぜ人件費に對する国の補助に關する法律をつくらぬかという質問でございます。

○岩間政府委員 このたびの人件費を含む経常費につきましましては、これは私学振興財団といふものを新しく設けまして、公正な第三者によつてその配分を行なうということ、いわば先ほど御指摘になりました補助金と同じふうな考え方です。申します、そういうふうな観点からごらんいただければ、このたびの法律を出したということが御理解いただけるのではないと思つた。

○塩崎委員 そうすると、大臣がいつも人件費の二分の一まで補助をするといふやうなことを言っておられますが、それは一つ文部省の考え方であつて、今後の人件費の補助は、私学振興財団に全部移つて、人件費の二分の一といふことにもならない、別途の基準で配分されることもあるといふやうに理解していいんでしようか。

○岩間政府委員 配分の基準につきましましては、もちろん大筋につきまして、これは予算をきめます

ときにいろいろ折衝いたしまして、基本的な考え方というものはきめたいと考えております。しかし、具体的な配分につきましては、その大ワクの基準の中で実際にその補助金が教育研究のために効果的に使われるようにするといふことで、財団におまかせしたいといふことでございます。

○塩崎委員 そういたしますと、財団をつくるんだからそういう法律をつくる必要はないといふことになるかならないか、もう一ぺんひとつお願いいたします。

○岩間政府委員 必ずしも法律が要らないということではございませんけれども、先ほど御指摘になりました研究設備に対する補助金の關係の法律は、これは御承知と思いますが、議員立法でございます。一般的に、補助金の配分につきましては法律をつくるというところが比較の少ないわけでございますが、そういうふうな特別な場合もあるといふやうな、むしろ例外的なものではないか、御指摘がございましたように、このたびの人件費を含む経常費補助というものは、画期的なことでございますから、その配分につきましては特に振興財団をつくりまして、そこに補助金の配分につきましては、たとえばイギリスのUGCというふうな方式もあわせて考えまして、公正な第三者による補助金の配分といふことを考えたわけでございます。これは補助金の内容にもよりますが、また同時に私学に對する自主性の尊重といふ点をあわせて考えているわけでございます。

○塩崎委員 そうすると、人件費補助の点はしばらく予算補助でいこう、こういうことでございませうか。

○岩間政府委員 一般的な規定は私学法の五十九条にもございますけれども、御指摘のように、これは予算補助といふことになるわけでございます。疑問が出てくるわけでございます。予算というのは単年度の問題でございます。四十五年だけは

確かに百三十二億という金額が計上されておるけれども、四十六年度は、大臣の雄大な構想はよくわかっておりますけれども、まだ保証されていません。しかし、この附則十三条は、これは法律でございますから、恒久的、永久的なものでございす。その点十分御検討はいただいたと思うのですけれども、単年度の予算をつけただけで、この十三条のような私学に対する監督というふうな、むずかしい、よほど議論しなければならぬ規定、これを入れることがいかにどうか、このあたりの御検討の経過をひとつぜひとも承りたいと思ひます。

○岩間政府委員 御指摘のように、ただいまの予算のたてまえはこれは単年度主義になっておりますから、たとえば、法律に規定がございましてもあるいは予算が打ち切られるということも、問々あることはあるわけでございす。しかし私どもは、予算のたてまえは単年度主義でございすけれども、今後私学の発展等から考えまして、これはもう恒久的に続くものであり、しかも今後ますます拡充されるべきものというのを前提にして法案をつくらせているわけでございすし、またその点は大蔵省も同意をされているわけでございまして、決して大蔵省がこれを切るというふうなことは私どもも考えてないわけでございす。

○塩崎委員 大蔵省が同意している点は、十分予算に計上されておりますし、おそらくこれが単に財政上の理由だけですくなくなるとは思いませんけれども、法律論として、予算補助で、いつ財政上の理由で、かりにいまの大蔵省の方々が保証されても、予算のことでございすからどうなるかわからない。それでもこの監督規定をどうしてもつくらなければならぬという、その真意をぜひとも伺いたいと思うのです。ことに附則でやろうという、その理由をぜひとも伺いたいと思ひます。

○岩間政府委員 附則におきましては、予算が交付されるということを前提にいたしましていろいろワックを設けているわけでございまして、そうい

う意味から申しますと、これは予算がなくなれば効力を発揮しない規定でございす。そういう意味からいたしますと、決して矛盾があるというところではないのじやないかと思ひます。

○荒井政府委員 国の予算において私学助成、經常補助というものが計上されているけれども、それについて恒久的に行なうという法律上の保証が必ずしもないではないかという御指摘で、まさに法律論にわたるところが大いにあるわけでございす。その点につきまして、憲法上の要請からいいますと、国が国費を支出する場合に国会の議決に基づかなければならないということで、補助金の交付をするということにつきましては、法律という形で国会の議決を経るというケースと、場合によっては、予算に計上することによって国会の議決が行なわれ、それによって国費の支出が行なわれる、二つの形態がありまけれども、それについて法律で定める場合に、では具体的にどういうような形態のものが一般的であるかといひますと、「予算の定めるところにより補助することとができる」というのが補助金交付の立法の大部分の典型で、それは「予算の定めるところにより」でございすから、予算で計上しなかつた、あるいはほんの零細の額だけを計上したという場合でも、それは「予算の定めるところにより」とか「予算の定める範囲内」ということになるわけでございす。基本的には、国費の支出をするとか国が債務の負担をするということについては国会の議決が必要で、その国会の議決は予算でも足りるのだというところで、それにつきましては、昭和三十七年九月に、当時池田内閣のころでございすけれども、内閣提出法律案の取り扱いの方針の閣議決定をしております。その中で、補助金の交付をするということは、基本的にはそのときの財政事情を見て予算でやるべきだ。その意味では必ずしも法律によることを要しないので、補助金交付に関する規定を法律に設けることは一般的にはしないということをきめております。しかし、今回この財団法を提案したということは、あ

る年度しか支出をしないで、次年度以降はやらないうという場合には、こういうりっぱな堂々たる法案を国会に出してその議決を受けることの必要性は乏しいので、財団法二十条の業務に、そういう補助金の交付をするんだ、それが財団の一番大事な業務であるとしてトップに書いてきていふ、そういうような法律の御審議をお願いしているというところは、少なくともこの財団法がある限り恒常的にやるたてまえで、そういう姿勢であるというところを示しているのだと思ひます。その点では、ほかの各種の政府関係機関、事業団法でございすとか、公団法でございすとか、振興会法でございすとか、いろいろなものがございますが、そういうものにおいて、特殊法人の業務としてそういうことをやるんだということではわざわざ法律案にして国会の御審議をお願い、成立しているというところは、そういう業務を本来的なものとし、恒常的なものとして、その財団法であるとか事業団法がある限りにおいてその業務をずっと続けていくのだということをお前提として、国会が御通し願っているというふうな政府側としては当然受け取りますし、国会のほうもそのようなたてまえで予算審議をされるものだというふうな考えられるわけでございす。

○塩崎委員 いま荒井部長のおっしゃる点、これはまた釈明に説法みたいなものでありますけれども、財団が恒常的に補助金を交付するというところは確かに法律に書いてあるわけでございす。それがただで監督官庁、所轄庁の監督権が強化されるかどうか、その点でございす。私はいま言ったように、人件費の補助をするという新しい事態が起ったとか、あるいはどうかの法律の中で補助金がふえたとか、そういうたつた契機がない限り、附則でこのような強い監督規定というものは簡単に書けないのではないかと疑問を持つわけでございす。そういう意味で、私はいま人件費補助に関する法律でも出せば、その附則で書ける気もするわけでございす。財団法は、もうおっしゃるようにパイプでございすから、いままで

文部省がやっておった補助金業務を単に財団が肩がわりするようにしか法律の上で見てない、そういう形しかとっていない、法律論として見ればそういうふうな考えるべきじやないでしようか。

○荒井政府委員 法律が期待しておりますことは、補助金の配分は、パイプとおっしゃいますところの公正な独立の機関が行なうのが適当であろう。しかし、その特殊法人がいわばその所轄庁にかわつて、教育施設の内容でありますとかあるいはその執行状況について、いわば補助金適正化法的な意味の監督権を行使するというよりも、それが教育行政であるという意味で、それはやはり本来所轄庁がそういう意味の監督権を行使されるのが適切だ。ですから、パイプとしてはこの財団が公正な配分をするという行き方をしまして、しかし、それが私学に対する所轄庁の権限というもので、それが私学に対する所轄庁の権限といたしまして、それが両者まき結びついて行なわれるべきだという点で、この法律案における関連の非常にポイントのところであるというふうな存じます。

○塩崎委員 だんだん時間がなくなりましたので、次に質問を移りたいと思ひます。相変わらず十三条の条項でございす。そのうちの八項、九項、バランスシートを文部省あるいは地方庁に出さすという規定でございす。これも私は多分に問題をはらんでおるものと思ひます。ございす。が、幼稚園あたりには施行期日をずらすというふうなことを言っておられて、いろいろと実情に沿うようなことの御答弁があつたことは存じております。しかし、このバランスシートをなぜ所轄庁、文部省、地方庁へ出すのか、この理由をひとつ伺いたいでございす。つまり補助金は財団が配分するはずでございす。財団が交付する補助金に伴つて、その申請内容から見て補助金を交付するか交付しないか、その付属書類としてバランスシートをつけたというならば、私は財団でいような気もいたします。参考人の方々のそのような御意見を言われた方もあつたかと記憶してお

ります。これはどういう御趣意であるか。時間がなくなりますので、私の質問の趣旨を申し上げておきますが、これは一般公開にかえて文部省がとるという考えであるのかどうか。バランスシートというのは、債権者あるいは投資家を保護するために株式会社について始まった制度だと思いますが、どういう趣旨で文部省ないし地方庁がとるか、この点について、ことに附則で書いておられますだけに、私はお聞きしたいのでございます。

○岩間政府委員 この関係の条文も、ただいま荒井部長からお答えしましたように、行政権の態様の一つとして、ここに文部大臣がこれを使用するというところにしたわけでございますが、実際上は私どもにいたる書類は当然財団のほうにも渡りまして、実際の予算の配分その他につきましても、これが役に立つというところは当然であろうと思っております。しかし、一応文部大臣に正式な書類を出していただくというところは、これは先ほど申しましたように、やはり行政権の一態様として当然のことじゃないかというふうに考えております。

○塩崎委員 いま管理局長の御答弁、行政権の態様というむずかしい御表現でございましたので、私も十分理解できないのでございますが、何かこのあたりでやはり敵は本能寺というふうな印象を与えたら、私は損だと思ふのです。やはりバランスシートをとる目的に合致したとり方、提出先、これをきめなければならぬと思うのでございますが、文部省へ出しましたときに、たとえば学生から見せてくれ、あるいはPTAの方が見せてくれと言ったときに見せられるかどうか、この点をぜひひとつ伺いたいと思うのであります。

○岩間政府委員 これは、このたびの人員費を含む経常費の補助金につきましては、たびたび申し上げておりますように、非常に使いやすきというわけでございますので、経理の適正化というところが一つの大前提になっておるわけでございませう。そういう意味から申しまして、そういう経理の適正化を確保するという意味で文部大臣が責任

を持つということでございます。これは国民にかわって文部大臣が責任を持つわけでございませうから、一々これを関係人に見せるとか、そういうことは必要ないんじゃないかと思ふます。

○塩崎委員 経理の適正を期するということはもう十分わかりませうけれども、どういった方法で適正を期するかということが問題でございませう。私は、文部省に出すことによって適正を期せられるかどうか。この用途ですね。おそろく机の上に何百という私学からバランスシートが出てきて、ほこりの中にまみれてしまうような気がしていけない。どういふふうにして使われるつもりか。役人だけがバランスシートを見たら適正を期せられるものではないと思ふますが、そのあたりについて、御検討の結果があったら承りたいと思ふます。

○岩間政府委員 このたびの規定の趣旨は、文部省で定める基準に従って会計経理が適切に行なわれるということが一つの主眼でございませう。貸借対照表につきましてお話ししてございませうが、そういうふうな会計基準に従ってそういうものををつくるということ自体に、相当大きな意味があるんじゃないかと思ふます。御承知と思ふますけれども、私学というのは営利事業じゃございませうから、そういう利益をあげるというふうなことを目的にしているという努力するということとはございませう。またほとんどが免税になつておりますので、税務署に対する書類にいろいろ苦労するといふふうなこともございませう。私学関係の経理の内容が、そういうふうな外からの刺激がございませうので、どちらかと申しますと安易に流れる傾向がございませう。したがって、自分の学校の経営状態がどうなつていのかというところを知りたいと思ふます。これは一つの非常な大事なことじゃないかと思ふます。そういう意味で、文部省が基準をきめまして、その基準に従って会計経理が適切に行なわれるということは、これは非常に重要な意味があるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

なお、いただきました書類につきましては、先ほど申し上げましたように、写しを財団に差し上げまして、そうしてその利用に供するといふふうなことで、非常にそれもまた意味があるんじゃないかというふうに考える次第でございませう。

○塩崎委員 私はいまの御答弁、なかなかむずかしくて十分理解できませんけれども、文部大臣が基準を定めるところに意義があるように伺つたのでございませうが、私はバランスシートのようなものは、まあ学校によって、大学でも高等学校でも幼稚園でもいろいろな態様があり、必ずしも文部大臣がきめなくても、おそろく私学協会あたりでもきめられる。たとえば、私鉄などは私鉄協会が定めたような経理規定で自主的に適正なる経理をやつてゐる。こんなところで十分ではないか。こんなことを管理局長申されましても、やはりよろいながらちらちら見えるような感じがしまして、このバランスシートなどは、自主的に、自然発生的に、それを若干の調整を加えるくらいでいいんじゃないかと思ふます。

それから、私学財団に渡すというふうなことは、これは事実上の話でありまして、私は、私学財団法の中に、貸し付けの際にはバランスシートをとれるんだというふうなことを入れたほうが、より効果的なような気がいたします。あるいは債権者として当然とれるのかも知れませんが、そんなような気がいたしますので、これはひとつぜひともそういう点を御検討願ひまして、時間がなくなりましたので、次の質問に移りたいと思ひます。

一番問題の十項でございませう。私はいろいろ同僚議員あるいは先輩議員のお話を承つておりました。気がつくのでありますが、いまの監督規定、役員解任の勧告まである規定、それから補助金の適正化法の規定の適用がある現在で、なぜ足りないのか、御説明がまだまだ不十分な気がいたします。

そこで、まず第一に、この私学財団法の規定を見ますと、補助金の適正化法の適用があつて、加

算金までつけて取り戻すことができるようになっております。それはしかしこれまででもそうでございませうが、いままで文部省でそのような取り戻し規定を発動した事例があるかどうか、これを一べん伺いたいと思ひます。

○岩間政府委員 四十四年度だと思ひますが、四十三年度かもしれないけれども、ちょっとその点はいまいでございませうが、最近におきまして会計検査院の指摘によりまして補助金の返還を求めた事例が、三件ございませう。毎年会計検査院の検査が行なわれましたときには、大体私学におきましてそういう事例がございませうが、一件ないし数件出てきております。

○塩崎委員 それからもう一点は、役員解任の勧告、これをした事例があるかどうか。

○岩間政府委員 これは一件だけございまして、御承知と思ひますが、名城大学の紛争がございまして、この規定を発動しまして役員解任の勧告をいたしました。これは聞き入れられておりませう。

○塩崎委員 私は、補助金の取り戻しにしまして、それから役員解任にいたしまして、非常に強い規定だと思ふのです。そういう文部省の監督規定が発動されれば、おそろくその私学の信用というものは相当落ちる、それ自体で大きなペナルティーだと思ふのですが、それだけで足りない、なお十項の一、二、三号を追加しなければならぬ真意というものは、どこにあるのでしょうか、これを一べんお願いいたします。

○岩間政府委員 このたびの補助金は、使途を制限しないという点が非常に新しい点でございませう。いままでの補助金でございませうと、たとえばピアノを買ふならピアノを買ふというところで補助金を出すわけでございませうから、実際にピアノを買つてなかつた事例がございませうが、二、三年前に買ったピアノをその当該年度に買ったといふふうなことで補助金をもらつたといふふうな例がございませうけれども、そういうふうなことで非常にわかりやすいわけでございますが、今度の場合には経

常費一般に使えるわけでございますので、一休会計検査をやるにしてもどういう点を検査するのかわからないことを考えますと、おそらくこれは本務教員一人当たりで配分するといふような場合には、その本務教員の数がかりに五十名といたしましては、それが実際に四十九名であるか四十八名であるか、本務教員でない者がまぎれ込んでおるかどうかわからないことくらいしか検査のしようがないのではないかと非常に気がするわけでございます。そういうふうな非常に使いやすい補助金を出すに際しまして、私も最も限度の要求として持っておりますのは、会計経理が公正に行なわれるということが一点、それからもう一つはこれが教育、研究の内容の向上に資するといふ点が一点でございます。この御指摘になりました十項の規定の中身は、その際に、少なくともその法令またはそれに基づく規定に違反した場合に、これは実際上その補助金というものは出せないのではないかと、これを法律上明らかにし、国民あるいはその私学の方々にこれをお知らせするという意味でこういう規定を設けたわけでございます。

○塩崎委員 なかなかまだ私も十分理解できない点が多いわけでございますが、時間がなくなりましてので、大臣にこの附則十三条について御意見を承りたいと思うわけでございます。

確かに附則でこういう監督規定を強化すること自体については、はたして土俵を割っているかどうか、これは私も自信はないが、三部長のるたる御説明もございましたけれども、まだまだ依然としてない点がございます。私立学校の憲法といわれる私立学校法の一部改正法律を出して、そして私立学校法の目的に照らして審議されるような提出のしかたがどうしてされなかったか、この点をぜひとも大臣から承りたいと思います。

○坂田国務大臣 今回、経常費に人件費を含む私学助成の道を開いたわけでございます。私もといたしましては、これに對しまして非常な意欲と展望とを実は持つておるわけでございます。とこ

ろが、本年度の予算は百三十二億何がしてございませう。そう考えますと、やはり理想と現実といふものとのギャップがあるわけでございませう。将来にわたっては、また将来の問題としてあるいは私学法全体について考える時期が来るんじゃないかというの、たとえば中央教育審議会におきましても、今後国立、公立、私立というように設置者の形態等につきましても検討をいたしておるわけでございませう。でございますが、本年度画期的なこのような経常費支出をするからには、やはり国民の血税を使うわけでございませうから、それに応じてその経理というものについては明らかにする必要があるという要請。そしてまた、そのお金というものが、いまだかつてないものとして教育、研究の質的向上をはかるという目的を持つておる。しかしながら、従来でございませうと、設備補助等におきまして具体的物としてはつきりわかるわけでございませう。しかし、今度は内容については明定をしないといふような点もあるわけで、一そう経理の点については、やはり教育、研究の向上といふものに使われておるといふことは明らかにする必要があるんじゃないか。そのために、どうしても必要最小限度のものは改正をしなければならぬ。基本的な私学法の精神というものはそのまま残し、かつ新たな画期的なる要請にこたえて必要最小限度の規定を設けるという意味合いにおいて附則でやった、こういうふうなひとつ御了承をいただきたいというふうに思うわけでございませう。

○塩崎委員 大臣の御答弁で、御誠意は十分わかりますが、何といつても砂糖と塩と一緒に一枚のオブラートで飲めという法案で、非常に審議がしにくくなると思うのでございませう。やはり私学法自体の一部改正で、暫定法律でもいいですから、私学法の一部改正でも出して議論をいたしたすれば、塩は塩、砂糖は砂糖で私は食べられると思ひますから、このような点は前例になりますので、ぜひともひとつこれから御検討をお願いしたいと思います。

そこで、附則の議論が多過ぎてもう一点ばかり伺いたいでございませうが、犬がしっぽを振るといふことばがございませう。しっぽが犬を振っておるような附則ばかりの議論で、肝心な私学関係の方々が期待される財団について一点だけ伺いたしたいと思ひますが、私はいろいろ配付される文書等を見ますと、私学振興財団についてまだ理解が十分ではない。しかし、十分でない点は、大臣が雄大なこれからの私学に対する援助計画を示されれば、相当違つてくると思うのでございませう。そこで、時間がなくなりましたが、財団法を見ますと、補助金と貸し付け金と助成金と寄付金、この四つの態様で助成されるようでございませう。そしてその資金源としては、補助金と借り入れ金と寄付金、この三つでまかなわれるようでございませうが、これが五年間くらい後にどのようななるか。大臣は二分の一の補助をできるもの——当初は二割くらいであるけれども、二分の一にするんだといふふうな言われまますが、こういうふうな考えますと、当然算術でいう二分の一に到達するから大体見当がつくかと思ひますが、補助金についてひとつ出していただきたいと思ひます。貸し付け金だけに限らずには四十五年度の予算が配付の資料にございませうけれども、いま申しました補助金、貸し付け金、助成金、寄付金を含めての雄大な計画をひとつ出していただいで、私学関係の方々を安心させていただきたいと思ひるのでございませう。

そこで、まだまだ私の伺いたい点は、こういう点でございませう。補助金でも、いま申しましたように政令にまかされておる。二十条一項の一号で「政令で定めるもの」、これはどんなふうなものかをきめられるか。この点は相当広範な委任規定だと思ひますが、ひとつ安心させる意味で出していただきたいと思ひますし、人件費の半分と申しまして、定員定額という、予算用語のようでございませうけれども、それでいくのか、あるいは実際の給与の金額に對して半分でいくのか、いろいろ問題があらうと思ひます。私はいろいろと文

教関係の方々に伺つておりますと、教員の給与といふものは、非常に安い方が多いわけでございませう。高度成長のもとで民間給与が上がった現在において、この先生方の給与が低いことが教育に對するたいへんな問題になりやしないかと私は思ひますのでございませうが、このような補助のしかたも、たとえば定員定額で、少々あの学校は給与が低くても、普通の国家公務員あるいは民間給与のこれくらいのもは補助してやるのだといふようなお気持ちを持つておられるかどうか、こんな点もぜひとも伺つておきたいと思ひるのでございませう。

○坂田国務大臣 この点は、御質問がそのようなことになるのは当然なことだと思ひます。私自身も、実を申しますと、そういうような長期計画のもとに、第一年度はこのように組むのだ、あるいは積算はこうなんだ、そして第二年度はこうだといふことをちゃんといたしまして予算要求をし、そしてまたそれを大蔵当局にものんでいただいで、そしてこの私学財団法を提出し、皆さま方にこれを御説明できれば非常に良かったといふふうに思ひます。これは率直な私の気持ちでございませうが、しかしながら、御承知のような状況で、本年度初めてこのような人件費を含む経常費といふものが実はできたわけでございませう。もちろんそれに対しては、われわれとしての積算基礎もはつきりいたしておるわけでございませうけれども、それと先ほど申しますように、一休高等教育機関といふものに対して、GNPに對して何%くらいを今後五年間あるいは十年間でとらなければならぬかといふような社会的要請といふものもあるわけでございまして、そういう長期教育計画の中において、国立大学はどうなんだ、あるいは私立大学はどうなんだ、あるいは研究設備や施設あるいは給与といふところまで、実はそうきちんとしたものはなくとも、ある程度国民の方々が御理解になる程度の長期教育計画といふものは、当然出てこなければならぬと思つております。これは、中教審が最終答申をいたします来年の五月ま

で、一応その肉づけ、あるいは長期教育計画に要しますところの財政計画というものを国公立を合わせまして考えていただくということになっておるわけでございます。その意味合いにおきまして、本年度は百三十二億何がしという形に出たわけでございます。私といたしましては、今後の計画といたしましては、これは紋切り型ではございませうけれども、私立大学等の教育の充実に資し、あわせて私立大学等の経営の安定にも寄与するために、私立大学等経常費補助金の拡充に努力し、経常的経費の半額補助を目標にしたいというふうに考えております。

また、貸し付け計画につきましては、従来私学におきまして施設整備の将来計画が策定されなかつた等の事情もございまして、私学の教育条件改善のために必要な施設整備の資金需要というのが十分把握されないという点がございまして、当面私立学校振興会に対する借り入れ申し込み額の実績を参考にいたしますとともに、今後調査機構を整備して私学の資金需要に応じ得る年次計画の設定につとめる一方、私学経営を圧迫し、あるいは学校経費増高の要因となつております債務負担の軽減をはかるために、既往債務の弁済費貸し付け金や貸し付け条件の改善をはかるようにしたいと考えてございます。

また、このため資金源泉としましては、政府出資金及び財政投融資資金をおもに、私学教職員共済組合からの借り入れ金、貸し付け回収金等の自己調達金を加えて、所要額の確保につとめてまいりたいと思つております。

また、寄付金につきましては、さしあたり昭和四十五年度におきましては、募金の目標額といたしまして約七億円を予定しておりますが、今後各界の協力によって実績を高めるよう努力してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○塩崎委員 いまの御答弁を伺いまして安心いたしました。この配布されました文書などを見ますと、まだまだ誤解があるようでございます。たと

えば二十九条の私学振興債券について、誤解があるようでございます。こんなことが書いてございませう。「また債券の発行もおこなえる。寄付金の大手が財界であり、また債券を発行した場合の買手が財界であることを考えると、「財団」の運営がどういふものになるか火をみるよりも明らかである。財団が発行した債券を学生に割当てるといふ事態も予想されないことではない。」と、こんなことが書いてございませうが、私は誤解だと思ふのです。民間の経済界の方々のうちから役員を選ばれるというところは、寄付金とかあるいは借り入れ金についていろいろと私学振興について御配慮をされておる結果だと思ふのでございませうが、この二十九条の私学振興債券、これらについてこのように誤解があることは非常に残念でございませうが、いまでも私学振興会でも債券を発行できるようなことになっている。これを発行した事例があるかどうか、ひとつぜひとも承りたいと思ふので

す。

○岩間政府委員 政府資金を借り入れます資格の条件といたしまして、こういうふうな金融債を発行する能力があるかどうかということが、一つの資格の要件になっております。したがって、政府資金を借り入れますには、こういうふうな能力が必要なのでございませうが、現在私学振興会につきましても同様の規定がございませうが、実際にこれを発行したという事例はございませう。また、新しい財団におきましてこういう私学振興債券を発行するという予定は、いまのところございませう。

○塩崎委員 発行した事例もないし、これから発行する気持ちはない、こう言われるわけでございますが、せっかくの私は法律だと思ふのでございませう。法律ができておる以上は、民間資金の活用という形で、たとえば私学振興債券を運用するようなことを、私は学生に割り当てなくても、考えてもいいんじゃないか、かように思ふのでございませう。特に私は、今度の四十五年度の貸し付け計画を見ますと、前年よりも減つておるような残

念な状況から見ますと、どんな金でもひとつ借りて、民間資金で十分だと思ふのでございませうが、私学の要望にこたえるようなことが考えられないか。しかも、今度私学振興財団ができてまして、補助金の交付を受ける、それを財源とするという表現がございませうが、その金はおそらく市中預託するかもしれない。そこはよくわかりませう。さらにまた、寄付金がいま七億円とおっしゃいました。大きな金額の金が集まるわけではございませうが、これはひとつ預金の形になるようなことを考えますれば、金融機関との接触もできる。ただ利子率が問題でございませうが、これは政府から一部の補助でももらつて、利子補給でもしてもらつても集めるような意図があるかどうか。そんなところが私は私学振興財団の新しい形としての方向だと思ひますが、このような点についてどう考えられますか。

○岩間政府委員 ただいまのことばが足りませんでしたが、私は予定がないと申し上げたわけですが、気持ちがないということではございませう。また、確かにございませうな点がございませう。また、利率も七分三厘というふうな高いものが一応予定されるわけではございませうが、先生の御指摘になりましたように、いろいろな問題点を含めまして、今後の課題としたいというふうに考えております。

○坂田国務大臣 この点については、むしろ先生御指摘になったとおり、私は大いに今後民間資金の活用をはかりたいというふうに思つております。ただ、世界の傾向といたしまして、アメリカみたいな富裕な国においてすらも、いままではフォード財団とかカーネギーとかロックフェラーというふうなところが寄付金を出すことによつて、私立大学の三分の一をまかなつたりなんかしておつたわけではございませう。それが基金となつて動いておつたわけではございませうけれども、今日のような学生数の増高、それから一学生当たりの経費というものが高くなつてまいりますと、もう一財団の力をもつてしてもこれはまかない切れない

ということ、アメリカにおいてすらも、連邦政府はその四割方のお金を出さなければ私学経営はやつていけない、つまり私学の果たしておる社会的な貢献をなし得ないというふうな形に、世界の傾向はなつてきておる。その意味においては、やはり思い切つた私学援助の道を開かなければならぬまいというの、今度予算に計上し、また私学財団法を皆さま方に御審議をわづらわしておる気持ちでございませう。もちろん、そういうふうな政府のお金を注ぎ込むということに対して非常な意欲をもつてやらなければならませうが、同時に民間の資金というもののあわせてこれを考えていくということではなければ、私はなかなか私学の財政の建て直し等も考えられないのではないかとこのうに思ひますし、むしろそういう民間資金を活用するところ、これから先非常に大事なところだ。これは私は単に私学とかあるいは教育というふうなものに対する教育投資だけに限らず、政府全体のいろいろな投資計画においても、もう少し民間資金というものを活用することにあらずんばやつていけない時代を迎えておるのではなからうかというふうに思ひます。先生のおっしゃるとおりだと考えております。

○塩崎委員 高利の旧債返還に悩んでおる私学が非常に多い。それがまたたとえばいなかあたりの大学に多いわけではございませうが、その点についていまの御配慮がほんとうに当然だと思ひますので、ぜひともお願いしたいわけではございませう。

それからもう一つ、また誤解があるようでございませう。寄付金についてでございますが、「この寄付は指定寄付であり、特定の大学学科に集中する可能性をもつ。」、こういうふうな表現が、これは今度の財団の寄付について十分な理解がないと私は思ふのでございませうが、あります。それで、私は指定寄付という意味がよくわかりませうけれども、今度の財団ができれば、振興会以上に寄付金は集められる御意図であらうと思ひます。

そこで二点ばかりお聞きしたいのでございますが、第一点は、いままでは設備の補助のような感じでございましたが、今度せっかく税金でできるまじり人件費の補助をするというように、いまの指定寄付のような、つまり学校の改修とか新設というように、指定寄付でなくて、経常費まで含めて広範な寄付金が集められるかどうか、それが免税の対象になるかどうか、これが第一点でございます。これをまずお伺いしたいと思っております。

○岩間政府委員 税につきましては非常にお詳しい塩崎先生からたいへんありがたいお話を賜わりました。私も非常に心強く感じておるわけでございます。この点につきましては、いままでの実績としましては、振興会を通じて行なう寄付金は、これは指定寄付の扱いを受けておるということで、特定大学に対する寄付が主であったことは確かでございますけれども、扱いとして指定寄付の扱いを受けておるということでございまして、私も、たとえばドイツの補助金協会が果たしておりましたのと同じように、広く寄付を集めまして、これが特定の大学だけではなくて、広くその恩恵が及ぼされるようになることを期待しておるわけでございます。また、御指摘のございましたように、現在施設、設備関係に限られているというふうな事情もありますので、その緩和につきましては、大蔵省にもこれは現在要望をいたしておりますが、大蔵省からは前向きな返事がきております。こういう私学振興財団を通じて的確にその規制、管理が行なわれ、その使途が有効に使われるならば、その範囲を広げていいのじゃないかというふうな前向きな考えがあるようにございまして。先生御指摘になりましたように、これを何とか私学の経営の一助にしたいということで、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

心理状態から申しますと、確かに特定の大学ならば寄付する、私学振興会をトンネルと考えられておるようでございます。おそろく過去の寄付金の募金の状況ではそういう傾向があったかも知れませんが、今後は私はほんとうにたくさんさんの苦しんでおる私学にやるような寄付金の募集をしていただきたいと思っております。それは何かいい方法があるかどうか、このような点についてどう考えるか、ぜひともいまだ一点だけ伺いたいと思っております。

○岩間政府委員 いままでは、どちらかと申しますとお客さん商売みたいなもので、寄付が来るのを待つておるような姿勢ではなかったかと思っております。これも、ドイツの寄付金協会の場合を見ておきますと、これはむしろ財界に積極的に働きかけまして、こういうような免税の恩恵があるのだというのを周知し、それからこれがこういうふうな有効に使われるのだということを周知して寄付金を集めるというふうなことをやっているようにございまして。むしろ各会社その他におきましても、各大学からそれぞれこういう目的のために寄付をしてほしいという人がたくさん来て、非常に繁雑にたえないという面も、ドイツの場合にはあるようにございまして。そういう点を考え合わせますと、私学振興財団が一括して私学に対する寄付金をむしろ財界から受け取るといことが可能であり、しかもその使途につきましても、余裕のある使途が考えられるというふうなこともあり得るのじゃないかと思っております。とにかく向こうから寄付していただくのを待つておるといような姿勢ではなくて、むしろこちらから寄付をお願いするということを積極的に周知徹底させるということが必要じゃないかというふうな考えをおるわけでございます。そういうために、今度の私学振興財団につきましても、そういうことができるような機構の整備も考えたいというふうに考えております。

料を見ますと、各大学が個別的に集めた寄付金が、何十倍か何百倍も多い。私学振興会だけが集める寄付金というものは、きわめて微々たるものである。この原因につきましてはどこにあるかと考えられますか、ひとつぜひとも管理局長から御意見を承りたい。

○岩間政府委員 昭和四十二年年度の決算を見ますと、寄付金が総体で、大学にしましては百六十億というふうな数字が出ておるわけでございますけれども、その大部分が後援会それから個人の寄付金等でございます。先ほど御指摘になりましたような指定寄付というのは、非常に割合が少くないわけでございます。これはやはりその特定の大学が積極的にむしろ働きかけておるということと、それから特定の大学の具体的なものに對しましては寄付がしやすいというふうな点もあろうかと思っております。現在の私立大学は、非常に卒業生なんかとの関係が密接でございます。そういう同窓生が学校を維持しておるとい面が多少あるわけでございます。そういう点から申しまして、現在までの寄付金は特定の学校との関連が非常に深かったのではないかと申すわけでございます。しかし、私学に対する全般の認識というものが高まり、それから現実の問題といたしまして、この前大蔵省からも答弁がございましたけれども、寄付をしようとするばまだだいたい免税のワケが残っておるといふような話もございました。で、積極的に開拓することによりまして、ある程度全体的な寄付の増額ということも可能ではないかというふうに考えております。

○塩崎委員 同窓生とか卒業生の心理状態を考えますと、やはり単純な方法では私学振興財団に寄付金を集めるのは容易ではない。これはよほどの恩恵と申しますか、メリットを与えないと、私はいまの管理局長のお気持ちのようなことにはならぬと思うのでございますが、それにはどうしたらいいか。役員の中に経済人を入れるのも一つの方法でございますが、そのほかいろいろの方法を考えていただいて、ぜひとも寄付金を大規模に集めるということを考えていただきたいと思っております。

○岩間政府委員 助成金につきましては、これは利益金の処分というふうな形になるわけでございますけれども、御指摘のとおり、現在私学共済及び私学研修福祉会、この二団体に対する補助が行なわれていないわけでありまして、利益金と申しますのは、政府からの出資金がふえてまいりますと利益金がふえるというふうな関係になるわけでございます。そこで、政府からの出資金をふやしていかねばならないというふうなことはございまして、これがふえました時に、おきましては、御指摘になりましたように二団体だけではなくて、そこにごさいますように、幅広い範囲で助成が出来ますように考えたいということと、この規定自体についてもいろいろ問題があったわけでございますが、このたびは前よりも多少感じとしましては幅を広げたような感じの書き方にいたしております。

○塩崎委員 助成金は、確かに私学振興会の時代には、その財源というものは例の貸し付け金から生ずる利子、それから事務費を引いた残り——これも一種の隠れた補助金のような気がするわけでございますが、それはそれとしまして、これが唯一の財源であった。ただ、利益という表現は剰余金というふうな表現のほうがいいかと思っておりますが、とにかく営利会社上の利益という概念を使っておられるので、私学振興会そのま引き継がれ

ておるようでございますが、いま申されましたように、寄付金を大幅に集める、特にひもつきではない寄付金を集められるという御趣旨だとしますと、それは単に寄付金として学校にやるのか。これは助成金みたいなことになってこやしないか。だから、私は補助金と寄付金と貸し付け金とが、三つが区分整理されて、おのの文部省の監督を受けながら調和のとれた補助の金になると思うのです。しかし、寄付金がどの大学ともきまらない形で出た場合には、助成金というのでしようか、補助金というのでしようか、どっちというのでしようか。このあたり、今後の私学助成について大いに関係があると思いますので、この点についてひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○岩間政府委員 寄付金それから助成金その他につきましても、これは先生が御指摘になりましたように、比較的厳密に経理区分をしなければいけないというふうな感じがいたします。したがって、寄付金は寄付金として別に扱ったほうがよろしいのではないかと申すわけでございますけれども、たとえば寄付金の中でこれは融資に回せるものがあると思います、その際には、それは当然利子がつくわけでございますから、その利益金がふえるというふうな関係も出てくるかと思ひます。その場合には助成金のように回るわけでございますが、しかし、原則といたしましては、寄付金は寄付金、それから助成金は助成金というふうにはつきり経理は区分して処理したほうがよろしいのではないかと申すに、ただいま考えております。

○塩崎委員 いろいろ私もまだ十分理解してない点もございまして、時間も参りましたので、質問は終わりたいと思ひます。多分に法律論が多くて、大臣の御答弁が少なくて非常に残念でございますが、私は、十三条を中心といたしまして、附則で監督権を強化する点に多大の問題があり、これからの大きな先例になるかと思ひますので、議論したのでございます。先例に弱い国会

議員であり、役人でございますので、これははたして先例になるかどうか、もう少し御検討の、あるいはまた質問の機会もひとつ与えていただきまして、私の質問は、きょうはこれで終わらせていただきます。

○八木委員長 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時二十六分開議

日本私学振興財団法案について、質疑を続行いたします。川村議員。

○川村委員 先日お尋ねいたしましたことでありましたが、もう少しお聞きをしておきたいと思ひて、三、三お尋ねをいたします。

今日の私立学校の現状と申しますか、経理の問題につきましても、経営上についても、いろいろ問題が発生をしておる。幾つかの学校で、国民のひんしゅくを買っておるような事件が起こっております。これはおそろくその学校の理事会等のいろいろの心得違い、あやまち等に基因するものが相当多いのではないかと申されます。それはそれとして、大部分の私学がそれぞれの使命に向かつて一生懸命努力をしておることは、認めなければならぬと思ひます。また、今日私学がたいへんマンモス化しておる、これにもいろいろ困難が経営上伴うことだと思ひます。これも時代の要請であらうかと思ひますが、そういう意味で、私学経営の財政的な危機といふことは、あるいは限界といふものが存在するといふことは、認めざるを得ないわけでありまして、そこで、それらの状態を踏まえて今回文部省が人件費を含めた経常費を補助するといふような措置をとられたことは、高く評価していいと思ひます。ただ、今度財団法が成立いたしますならば、おそろくこれは七〇年代あるいは八〇年代、それ以上長期にわたってわが国の私

学経営、私立学校そのものに大きな影響を与えるものであらうと思ひます。私立学校のあり方というのにはずいぶん大きなかわりを持つてくるのが、この財団法であります。私はそう見ておるわけですが、ということを考えてまいりますと、私は、この財団法をつくるにあたって、いまだ一度私学の存在しておる、あるいはよくいわれるように、わが国の教育、文化あるいは産業、それらの振興に果たしてきた大きな役割りというものを、私学が持つておるその位置というものをやはり忘れるようなことがあってはならない、そういう意味で、財団法というものを考えていく必要があるうかと私は思っております。この大事な法律をつくらうとするときに、角をためて牛を殺すといふような事態を起さないように取り組んでいく必要があると思ひます。私学に対するいろいろな問題につきましても、もう私が申し上げるまでもなく大臣よく御承知のとおり、昭和二十四年に私学法ができたときに、私立学校の憲法八十九条によるところの問題の解明、論議等が重ねられて私学法ができておるわけであります。私学も公の支配に服するものであるというこの考え方は、もう統一された見解だといつていいわけですが、そうならば、私学も何も、すべてが国からのあらゆる財政援助を受けながら、全くその規制を受けないで、自由そのままであることは許されないと申すことは、これは当然かと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、やはりそこには私学というものの立場をわれわれは十分配慮をして、これを殺さないような、私学の使命というものをゆがめないような方向で取り組んでまいらなければならないと思ひます。この前お尋ねしたものに引き続いて、二、三お尋ねをしておきます。

その第一は、この前もちょっと私は触れたのでありますけれども、この財団を運営をしていくについて、あまりにも理事長の権限が強大ではないか。理事長が財団を代表する職能、権限を持たれる

ということとは、これは当然であります。ところが「理事長は、理事長の定めるところにより、財団を代表し」、云々と、理事もその職能、権限は理事長の定めによつて動いていくという仕組みになっておる。あるいは理事長が理事を任命することになる。もちろんこれは大臣の認可を受けることになっておるけれども、理事長が理事を任命をする。こういうような権限から見てもたいへん大きい。さらには、この法案で運営審議会というものが設けられるけれども、今後の場合には、この運営審議会はその決議的機関としての要素は全くない。理事長の諮問に應ずる、あるいは意見を述べることができるといふような規定でしかないわけであつて、極端な言い方をすると、理事長は全く独裁者のな位置を占めておる。これは私は、財団の長い、これから十年、二十年という先を見通して考える場合に、しかも財団が扱うところの補助金額が増大をする、あるいは貸し付けの金額が増大をするといふようなことを考えるときには、あまりにもそこに民主的な運営というものを阻害している要素があるのではないかと、こう考へてたいへん実は心配をいたすものであります。これについては大臣は、その運営についてそのような形におちいらぬようにもつていくという御決意はあらうかと思ひますけれども、こういうところをやはりもう少し、たとえば運営審議会にもう少し大きな権能を与えて、理事長の独断専行ができないうような法文にしておくことが重要ではないかと思ひますが、まず初めに大臣からひとつ御所見をいただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 この財団の中におきまして、私学の振興あるいは経常費につきましては、配分という非常に大事な基本問題につきましても、運営審議会を設けて審議をして、そして適切な配分あるいは私学の振興につとめていただくというのが、今回の運営審議会の考え方でございます。振興会の場合におきましては、評議員がたしか二十人だつたと思ひますが、これは両方の考え方が確かにあると思ひます。十人では少し足りないで

運営審議会の権能というものを、あるいは学校給食会、学校安全会というふうなものの考え方では理事長の権能、職務が遂行できるように仕組むことが重要なことではないか。坂田さんがおられるとき、あるいは岩間局長がおられるときには、すばらしい人選がなされると思いますよ。運営審議会もりっぱな方が入ってこられると思います。あなたがおっしゃるような形で、運営の誤りはおそろくないと思います。しかし、これは十年、二十年あるいは三十年先のことを考えると、やはりそういうような法規定にしておくことが大事ではないかと私は考えているわけです。大臣のお考えを伺いたいと思います。

○岩間政府委員 たいだいま御指摘のように、文部省関係の特殊法人におきましては、評議員会を置くというふうな、ほかの特殊法人に見られませんが特色がございます。これは専門的な知識を反映するということの意味であると思っております。最近のほかの立法によりまして、そういうことはほとんどないわけでございますが、文部省関係の特殊法人には、これは比較的多いわけでございます。

それから、先生がわざわざ御指摘になりましたように、この評議員会の諮問事項と申しますか、これは具体的に列記をいたしておりますけれども、これはある意味におきましては、そういう権限が制限されるという意味もあるわけでございます。私どもがこのたび運営審議会を考えました場合には、これは財団の一つのなかめになつてほしい、単なる従来の評議員会のように専門的な意見を反映する、特殊な事項について専門的な意見を反映するといふばかりではなくて、財団のなかめになつていただきたいというふうな気持ちが強かつたわけでございます。そこで、このたびの法文は、別に制限列記をいたしませんで、基本的な事項につきましては、これはすべてその運営審議会の御意見を承るということ、意見が反映できるようにすること、これが大事じゃないかということ、むしろ制限列記をすることというのを避けたわけでございます。大臣もおつ

しゃいましたように、これは運営のいかにによりましてその能力を発揮するかどうかというふうな問題もあるわけでございますけれども、私どもの考えをいたしましては、今後とも引き続いてこの運営審議会が財団のなかめになるように、ひとつ格別の留意をしましてまいりたいというふうな考えでございます。

○川村委員 「基本的事項」とは一体何だということになります。これはお答えいただかなくていいと思います。業務の、貸し出しの基準であるとか、いろいろなこの法案に盛ってこらるべきものを引き出してくれば、おそらく私も推測ができますから、これは聞きませんけれども。

そこで、私が言っておりますのは法文解釈に入つちまうわけですが、理事長の諮問に、基本的事項について審議するということ、これは当然おやりになると思うのです。こんなのを簡単に理事長がやることは、私は思っておりません。しかし、法文から見ると、諮問に、審議するのだから、諮問がなかったら、審議しなくてもいいじゃないかという解釈は成り立つわけですね。そこで私が申し上げたいのは、やはり理事長さんというのは、相当大きな権限は持つていただいけれども、何らかの形で審議会の意見を聞いてやる、意見をくみ上げてやる、そういう態度がやはり法文の中に明記されることが必要じゃないか。それで私はこういうことを実は申し上げたわけですね。これは打ち合わせ会、懇談会の中で定めたところにより、財団を代表し、云々「その職務を行なう」と結んである。そこで「理事長の定めるところにより」ということばの前に、「運営審議会の意見に基づいて」というような一語をいれたい。これは適当な、実はりっぱな法文じゃありませんよ。何かそういうようなことばでやれば、そこに私が言っているような趣旨があらわれてくるのじゃないか。それがだめだ、それはおかしいということになると、第十七条に、私が申し上げているような趣旨をやはり規定することが必要

じゃないか、こういうことを私は言っているわけですね。これは皆さん方の御意見と平行線をたどっておるようだけれども、私が将来の財団の運営と

いうことを考えると、そこにはやはり民主的な運営といふものがあくまでも規定されておることがいい。少なくとも学校安全会や給食会法みたいな制限列記は必要でなくても、何かそういうような運営審議会にもう少し権能を持たせて、その意見を理事長が受けて、あるいは理事が受けて交渉するといふような規定が必要ではないか。私は、何とおっしゃるかと、そういうような形を進めるべきである、つぶしちゃうかぬ、そういうように実は思っております。これについてまたお考えを聞きますけれども、もう一つつけ加えておきますと、この財団法を見て、職能権限を見た一

部の方の中には、これは実に文部大臣が思うように動かせる仕組みになっているんじゃないか。理事長も理事も文部大臣が結局は任命をする。そうすると、この私学の大事な問題を扱うところの、補助金の交付、貸し付け金等々扱うところの絶対権限を持つておる理事長を文部大臣が、言うならば思うように運営できるようなところの法制になつてくる。これは、言うならば文部省の外局じゃないか、こういうように勘ぐつたものを見方さえてくるわけでありまして。そういうことであらうしてはならない。また、文部大臣に将来どういう方が出てこられるかわからぬ。その人の考え方によつては、いま坂田さんがおっしゃっているようなすなおな、善意な考え方が必ずしも通っていくとは思われないわけですね。そこで私は、理事長の権限というのを決して抹殺するとかいうのでなくて、チェックするものを運営審議会に与えるべきである、こういう考え方を持っておるということである。もう一つ何かお考えありましたら……

すけれども、十条と十七条とは一緒に読むべきものでございまして、一緒に読んでまいりますと、どうしても川村先生の結論と同じふうになるのじゃないか。書き方につきましてはいろいろあると思ひますけれども、私どもはこういうことで、川村先生のおっしゃることがそのまま実現されておる、また今後こういうふうな運営していかなければならないというふうな考えておるわけであり

ます。それから文部大臣の権限が非常に大きいという御意見が他方にあるという御指摘がございましたけれども、これは現在の政治なり行政なりの仕組みが議院内閣制というふうなことをやっておりますから、これは必ずしも現在のような大臣が来られるかどうかということは別でございますが、そういう仕組みの中で大臣が全面的に責任を負う、そういう体制でございますから、こういうふうな特殊法人といふものにつきましては、やはり文部大臣が責任を持つてこれを監督し、国民のかわりになつてその運営を見守るということであろうと思ひます。

○川村委員 いま局長の最後のことは、私もよく理解はできるんです。ただ、文部大臣のその人、理事長となり得るその人、いろいろのことを考えると、やはり必ずしもその問題はいまあなたが話したようなことにはいかないというふうな場合がある。それを心配して、私はもつと運営審議会にその権能を高めてやる、その運営審議会の意見に基づいて理事長あたりが動いていく、こういう仕組みに法文上明らかにしていくことがいいではないか、こういうことを言っているわけでありまして。そういう意味で、その理事長の職能と権限の問題、運営審議会の権限の問題を私は一つの問題として注視をしなければならぬ、このように思うわけですね。そこで、その次にもう一つお尋ねをいたします。それは第三章業務の第二十條の五号であります。それが、まことに小さいことをおまへは聞くとあるいはけげんなことにお考えになるかもしれませ

が、ちょっと御意見を聞いて確かめておきたいことは、「私立学校の経営に關し、情報の収集、調査及び研究を行ない、」云々と規定してある。「経営に關し、情報の収集」ということばがあるんだが、私が余分な心配をするのかもしれないですけれども、経営に關して情報の収集といわれるのは、どういう情報を一つ財団にとらせようとするのか、という情報と一体財団にとらせようとするのか、これはとらせると言ってもいいと思う。とらせようとしているのか、ちょっとお聞きしたい。

○岩間政府委員 ここで考えておりますのは、具體的に申し上げますと、予算とか決算その他の財政的な資料、それから学校の運営状況と申しますか、教育条件等につきましての情報という意味でございます。

○川村委員 というのは、私がこれ聞いておりますのは——私の考えを初めに申し上げておいたほうがいいと思うのだけれども、私立学校の経営に關する情報の収集となると、非常にたくさんものがあるわけですね。そうすると、つまらない誤解を受けるんじゃないか。つまらない疑心暗鬼を与えるのではないか。そういうことがあつてはならぬと私は思っています。そこで、いまあなたがいろいろの資料とおっしゃった。実をいうと「資料の収集」ということばを使つてあげれば、こういうお尋ねはいたしません。情報収集と書いてありますから、これは何か意図されておるのではないかと、こういうように勘ぐりたくなる。つまり、私が申し上げましたように、とんでもない誤解を与えるんじゃないか、あるいは疑心暗鬼を与えるんじゃないか、こう言つておるのも、そこにあるわけですね。いろいろ極端なことを申し上げますと、私なりに頭に浮かんでくることを申し上げると、ある学校で学生の動きがどうも不穏だ、そういうものに対してどういふ経理、金の使い方を一生懸命に非常な心配されたような問題、そういうものをやはり一つの情報として集めて、それ

が今度の貸し付けとか補助とか、そういうものに大きな影響を与えるのではないかと。そこで、この情報を集めるのはもちろん財団でありますけれども、そのことと、情報を提供するものは一体だれなのかということでありまして、私のような心配しておる角度から、決して世間で私立学校の諸君に誤解を与えるようなことはならぬと心配をしておる角度からいふと、いまのようなお尋ねをしておかなければならぬと思ひます。これは局長からお答えください。

○岩間政府委員 この場合に規定はしてございせんけれども、当然学校法人あるいは準学校法人等、そういうところから情報の提供を受けるというところでございまして。なお、これは「経営に關し」と書いてございまして、一応経営と教育と二つに私学の全般を分けてみますと、そのうちの経営の部分というふうな意味でございまして。

○川村委員 それは局長、たいへん良心的なことだけれども、なるほど経営という文字をすなおに解釈すれば、おっしゃるとおりだ。しかし、私立学校の経営といふのは、広く考えると、そこには経理上のことも入つてくるだろうし、あるいは会計上の問題もあろうし、教育問題も含まれるわけですね。経営といふは、普通われわれの頭の中のものは、学校経営といふのはすべてのものを含んでいる。あなたはそこに非常に正直にお答えになつておられますけれども、だから、私は念のため聞いておるわけであつて、「私立学校の経営に關し、情報の収集」という場合に、これはもちろん私学の連合会等を通して何か必要なものを、情報を集めるわけではないでしょうか。これは一つ一つの学校に対してそれを集めるわけでしょう。そうすると、学校のだれかが、学長なら学長が提供せねばならぬということになりますね。その辺はどうでしょうか。

○委員長退席、谷川委員長代理着席

○岩間政府委員 ここで別に制限はしてございせんけれども、先ほど申し上げましたように、学校法人、準学校法人が主体になつておるものは、

おつしやるのとおりだと思ひます。あるいは文部省から情報の提供を受けてもいいわけでありまして。そういう意味から申しますと、ともかく財団におきましては、私学に關するいろいろな情報を集めて、それに基つて適確な指導を行なうという意味でございまして、それ以外のものではないというふうな御承願をいたします。

○川村委員 ある人がたいへん心配して言つたことばに、これこれの情報を出せといわれた場合に、私が先ほど心配しているような情報を集めて、それを何か規制の材料にするという意図はないか。あつたら私はいへんと思ひます。それはとにかく、ないならいいと明らかに言つていただかなければならぬ。そういうものがなると、あるいはそういう心配があるということになると、情報を提供する者が学校内のかでである。事務局長が学長が知りませんが、そこでだれかがいじくも言つたのに、思い過ぎしかもしれません、疑心暗鬼なところが出てきたのかも知れないけれども、私立学校のだれかに、財団に対して文部省に対してスパイ行為をするというのか、とんでもないこういう心配があるわけですね。そこで、その辺のところをひとつこの際明確にしておいていただきたい。

○坂田國務大臣 ただいまのような疑心暗鬼あるいは情報が乱れ飛んでおると思ひますけれども、そういうことはもう絶対ありませんから、そのように申すなおにお受け取りをいたしたいというふうな申し上げておきます。

○川村委員 また私立学校の立場で言つと、これは公明正大、まことにきれいな経営でなければならぬ。ガラス張りでなければならぬ。しかし、経理の上ではおそろしくきつちんとガラス張りだから運営されるとしても、教授会の決定事項であるとかあるいは評議員会、理事会の相談事項であるとか、なかなかそれを外部に発表できない、漏らすことのできないものも、それぞれの学校にはあると思うのですね。へたをすると、そういうものまで財団が情報として集めるといふよう

なことになるたらいへんだ、こういう心配があるから、いま大臣の答弁をいただいたわけでありまして、これはひとつこの後注意していただかなければなりません。

そこで、私はこの情報の収集ということばは、経営に關し情報の収集を行なうというふうなことは、非常に誤解を大きくする、疑心暗鬼を生むところの表現だ、文句である。そこでせめて資料の収集という形にしておくべきではないか。ところで私が言つと、おそろしく最近情報の収集ということばはよく法律で使いますとおつしやるかも知れません。そこで私は、そういう収集が必要であれば、誤解を生む情報というものをなくして、「資料の収集」としなさい。あるいは文部省設置法によく好んで使つておる「情報資料の収集」、少なくともそういうことばにすべきである。言ひつばなし、「情報」ということばは適當でない、こう私は思ふのです。変えるお考えはありませんか。

○坂田國務大臣 御心配は御心配でございましてけれども、情報といふことばは、たとえば文部省設置法の第九條におきまして「學術に關する情報資料を収集し」と規定してあります。また日本學術振興會法の第二十條におきまして「學術に關する情報資料について調査を行ない」といふふうに規定してあるように、法令上も一般に用いられるようになってまいつております。最近におきましては、また情報化会社あるいは情報処理、そういうことばがむしろだんだん定着してきておるということばがございまして、私どももいたしましては、この「情報」というものをことさらにスパイ的な意味においての情報だという意味では、今度のこのことばとしては考えておりませんので、いまこれを變えなくともおわかりいただけるのではなからうかというふうに思つておる次第でございまして。

○川村委員 大臣あつさりお答えになりましたが、私はいろいろそれらを使つておる法律をお聞きしなければならぬと思ひますが、文部省の設置

法の五条、九条、十条に使っておることは「情報資料」の収集と書いてある。「情報」の収集に使ったことは一つもないはずだ。これは局長、どうですか。

○岩間政府委員 御指摘のとおりでございますが、具体的な例を申し上げますと、中小企業振興事業団でございますが、同じ特殊法人でございますが、そこには「情報の収集、調査及び研究」というふうな、同じような字句を使っておるわけでございます。資料ということばは確かに従来から使ってきたわけでございますけれども、資料と申しますと、形のあるもの、形のある情報というふうなことでないかと思うのでございますが、情報といふと、形でなくても、最近では非常にいろいろな情報があるわけでございます。そういうものも含めまして、広い意味で情報ということばを使ったわけでございます。

○川村委員 形のある資料を集めるということならば、私は心配しないのです。形のないものを集めようとするから、私は心配をして、先ほどからいろいろ言っておるわけです。「情報」の収集と使った場合と、「情報資料」の収集、こう使った場合には、これはすいぶん内容的に変わるはずだ。違はずです。なるほどあなたが言っておっしゃったように、最近の法律の中にそういうのが出てくる。国民生活研究所法、この中には「国民生活に関する情報及び資料を収集すること。」と書いてある。国民生活に関する情報あるいは資料を集める、何のところに疑心暗鬼を生むような、危険視されるような、頭をひねるような問題が出てきますか、出てこないでしょう。国民生活センター法案の中にも、「国民生活に関する情報を収集すること。」と書いてある。国民生活センター法案の中に出てくるのは、これは別に頭をかしげたり、心配するようなことではないですね。また日本科学技術情報センター法、その中には「科学技術情報を収集する」と書いてある。ところが、あなた方が出しておられますこの法案には、「私立学校の経営に關し、」点が打ってある、

「情報の収集、」と書いてある。だから、私が、先ほどからしつこいようですけれども、心配をしておる。これはやはり私立学校やこれを考える人には、誤解を与えるのではないかと。疑心暗鬼を生む。形にならないものをどんな情報として財団にとらせて、それがものをいう原因になるのではないかとということになるわけでしょう。そうすると、あっさり「資料の収集、」こう書いていいはずですね。あるいは次の「経営に關し、」飛んで「調査及び研究を行ない、」こうなっております。調査、研究するには、ある程度資料を集めなければ調査、研究できませんし、そうすると「情報の収集、」なんということばはとっていいのだ。経営に關し、調査及び研究を行なわせる、これはりっぱじゃありませんか。「情報」なんて、誤解を生むようなことばを置かなくても、調査、研究をやるには、どうしても私立学校の経営に關するいろいろな資料を財団はもたなければならぬ。調査、研究できないのですから。置きたければ、「資料の収集」と規定すべきである。「情報の収集」というのは、この「私立学校の経営に關し、」という限りにおいては、先ほど申し上げるような心配を与えるから、この財団の運営を考えるときには、よほど注意をしてやるべきではないかと私は言っているわけです。不賛成ですかね。

○岩間政府委員 お気持ちには全く賛成でございますけれども、ただ資料といふと、いままで使っておりましたように有形のものに限るわけでございますが、いま電話もございましてございまして、また非常にスピード化してまいっておりますので、そういう有形の情報だけでなく、無形の情報に基づいていろいろ調査、研究するといふ場合もあるわけでございます。そういう意味も含めまして、最近の用語でございまして「情報」ということばを使つたわけでございます。先生の御心配はごもっともでございますから、その点につきましては、十分注意をしましてまいりたいというふうに考えております。

○川村委員 大臣、もう一つ最後にあなたのほうからひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。この「情報の収集、」というのが、私立学校関係者に誤解を与えたりあるいは疑心暗鬼を生じたり、情報の収集によつて財団の手を通していろいろと貸し付けあるいは補助金の交付、助成等々について規制をする材料にする、そういう意味ではなく、あくまでも言うならば調査、研究のために、財団の運営を高めていく、りっぱにするための材料、資料を集める、そういう意味に解釈をしてよろしいかどうかとあります。

○坂田国務大臣 そのとおりだと考えております。

○川村委員 とにかくこういう新しい法案を作成したとき、皆さん方には皆さん方のいろいろお考えがあるかと思ひますけれども、審議をする者がこういう頭をかしげるようなこともたくさん出てまいりますから、十分ひとつ注意をしていただきたいということとあります。

次に附則十三条、これは先ほど塩崎委員がいろいろと重大な御質問をなさっておりますから、私もいろいろ聞きたいことがありましたけれども、私塩崎委員の御質問を聞いておりましたので、いろいろお聞きすることをいたしません。ただ一つ二つ確かめておきます。これは局長から答えたいだいたいがいいかと思ひますけれども、改正条文の附則十三条、いわゆる私立学校法改正の五十九条の八項、九項であります。確かめておきます。八項に「補助金で政令で定めるものの交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行ない、」云々と書いてある。この会計基準は作成してありますか、作成中ですか。作成中であれば、大体いつごろまでにできるという見通しなのか。その会計基準の作成に携わっている者は、あなたのはの管理局の職員がやっておるのかどうなのか。局長からひとつ……。

○岩間政府委員 会計基準につきましてはまだ審議中ということでございますけれども、今週一ぱいくらいに結論を得まして私のところに御報告をいたしたいというふうな段取りになっております。それが基本的なものでございますけれども、実際に実施するということになりますと、いろいろ経過的な措置が必要でございます。これを今年度一ぱいくらいで作成すると同時に、また、御答申をいただきました会計基準につきまして、具体的な研修会等を行ないまして周知徹底をはかりたいというふうに考えておるわけでございます。

〔谷川委員長代理退席、委員長着席〕
なお、作成をいただきました委員は、主査が一橋大学の古川名誉教授、現在青山学院大学に行つておられますけれども、その方を主体にいたしまして、主として大学の会計に關する専門の先生、それから私学側からも参加していただきまして、また公認会計士協会からも専門家に参加していただいております。人数は十一名でございますが、文部省の者はオブザーバーとして入っておりますけれども、実際にはそういう先生方によりまして基準の作成をお願いしておるわけでございます。なお、これと並行いたしまして、私学側でも同じような研究を進めておりまして、その意見は常にこの委員会に反映するようにいたしております。したがって、私学と並行しながらこの問題を研究しているというのが実情でございます。

○川村委員 その会計基準は一応できて、それを周知徹底させるのには相当の期間が必要である、これは言えると思ひます。それから会計基準は、私立の大学、それから高等学校、短大、各種の学校があるわけですが、それらはどういうような考え方で会計基準の作成を進められておりますか。まさか一本の会計基準ではないだろうと推測するわけですか。

○岩間政府委員 御指摘のとおりでございます。大学、それから短大あたりで使います会計基準と、高等学校以下、特に幼稚園になりますとすいぶん規模が小さいわけでございます。そういうものにつきましては、別にこれをもう少し簡易な方法でやるようなことをあわせて研究してい

ただいております。したがって、大学、短期大学あたりを一番初めに対象にいたしまして、逐次高等学校以下につきましてもこれを及ぼしていきたいということが、現在の私どもの気持ちでございます。

○川村委員 それからもう一つ、法文について確かめておきたいと思ひます。それは、同じ私学法改正の十三条の第十項第二号でございますが、「当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校の学科若しくは大学院の研究科の増設又は収容人員の増加に係る計画が、法令の規定又はその実施に關し所轄庁が定めた規程に違反することとなる」と認める場合において、当該計画の変更又は中止を勧告すること。この「大学院の研究科の増設又は収容人員の増加に係る計画」これは現在行なわれておる私学の定員の増加あるいは収容定員の数、そういうものと一体どのようなかわりがあるのか、この法文が生まれておるのか、これをひとつ明らかにしておきたいと思ひます。

○岩間政府委員 先生も御承知のとおり、現在大学につきましても、学部をつくらうといひます場合には文部大臣の認可を受けるということになつておりますが、学科をつくらう場合には、これは文部省令によりまして、文部大臣へ届け出ればそれで十分だといふふうな、法文上はそういう規定になつております。また大学院の研究科、それから定員の増加につきましても、同様でございます。そこで、その文部大臣への届け出といふのは省令で規定してございまして、法律上は、そういう計画があるという時点をとらえて、その計画が当然文部省令によりまして文部大臣に届け出されるということになりますので、その届け出たことに基づきまして文部大臣がいろいろ判断をするというふうな規定になつてゐるわけでございます。

○川村委員 それでは、それはそのまゝにしておきましよう。あんまりあれすると、また差しさわりが出てくるようになりますから……。わかりま

した。

そこで、この十三条の規定のものは、先ほど塩崎委員が言われたような、非常に基本的に考えてみなければならぬ問題が実はあるわけですね。それは私はきょうは触れないというのを申し上げました。そこで、もう一つなんです、三号、これをやはりひとつ解明しておいていただきたい。というのは、三号は、私立学校法ができたときに、昭和二十四年十一月ですか、ここにおられます小林信一先生あたりが賛成で通された、そのときの委員会の修正によつてできた法文、つまりこの学校教育法の十四条は適用しないという、私立学校の使命とするもの、精神とするもの等々を考慮されて修正されてきた。それがまたここに息を吹き返してきておるといふことは、一体どう考えたらいのか。これは必要なのかどうなのか。この三号がここに生き返つてこないければ、どうにも補助金というものはやれぬといふことなのか、補助金をやるわけにいかぬといふことなのか。それをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○岩間政府委員 いわゆる変更命令の規定でございますけれども、これを私学に対しては適用しないといふふうなことになるのは、閉鎖命令という規定があるからいいではないかといふのが、一番大きな理由ではないかと思ひます。そのほかにも、私学につきましてもノー・サポート・ノー・コントロールという原則が働いてゐることは事実でございますが、直接の理由といひましては、閉鎖命令があるからいいではないかといふことであつたと思ひます。しかし、私学はある程度継続的に教育をしなければならぬ、特に在学生をかかえてゐるという現状からいひまして、いままでの経過から見ると、大学に閉鎖命令をかけるといふことは、至難なことでございます。それよりは、むしろ間違つておるところがあればそれを正して、継続的に教育を行ない、さらにその内容を充実していくことが望ましいのではないかと、むしろ現状に合うのではないかと考へるわけ

でございます。

○川村委員 その点はお聞きしておきましよう。では急ぎます。最後にいまの法文のことについてですが、現行私立学校法五十九条の四項、皆さん方からいただいた資料の冊子は、現行法の四項というのは途中から切れておりました。読めないのです。四項によりまして、読みませんが、ずっと条文がありまして、「その後の助成はやめるものとする。」と書いてある。この条文と今度改正される十項とは一体どういふかわり合ひを持てゐるのか。ある人の意見によると、五十九条四項があるから、十項は必ずしも置かぬでもやれるではないかといふのです。そのかわり合ひをひとつ説明しておいてください。

○岩間政府委員 御指摘をいただきました現行の私立学校法五十九条第四項には、国または地方公共団体は学校法人に対して助成をした場合において、当該学校法人の設置する私立学校が助成決定の際備へた条件を欠き、助成の継続を不適当とするに至つた旨の所轄庁の認定があつたときは、その後の助成をやめるものとする、こういうふうな読み方ができるわけでございますけれども、この「学校法人の設置する私立学校が助成決定の際備へた条件を欠き」というところで読めるか読めぬかという御意見であらうと考へるわけでございます。これは広くも狭くも解釈できるわけでございますけれども、私どもといひましては、こういう助成をやめるという措置をとりましては、こういう場合に、特にこのたびの新しい人件費を含む経常費の補助というものは、私学にある程度必須なものであるという考へをとります場合に、行政庁の判断によりましてそれをやめるやめぬといふことをきめるよりは、むしろ法律でその旨を明らかにして、国民あるいは私学の側に十分その意味を明らかにした上でそういう助成をやめるかやめぬいかという判断を下すべきではないかという考へによりまして、新しくこの十項の二号、三号という規定を設けて御審議を願つてゐるような状態でございます。

○川村委員 そこで、今度の財団法ができると、百三十数億の人員費を含んだ経常費が私学に援助をされる。しかし、財団法ができただけで、いまの私立学校法の改正規定がなくても、金の配分はできる、または現行法の四項で処置できるではないかという意見も相当ある。あるのに、このような規定がなされたといふことについて、午前中塩崎委員からいろいろ角度から御質疑があつたような問題点が出てくると思ふのです。これらは非常に気をつけなければならぬ。私がきょうの質問の冒頭に申し上げましたような考へ方に立つては、これはよほど注意をしなければならぬ。私は、この前の委員会でしたか、これはしばらくも少し検討するという時期を与えて、ちよつと保留しておいて、私立学校法の改正で考へられたほうが順序がよくはないかといふことを言つたのですが、そういう考へは、私まだいまも頭の中にあるわけですね。そういう点をひとつ十分考へてもらいたいといふことであります。

それからもう一つ、法文のことですけれども、附則第六條に、私立学校振興会の解散、「その一切の権利及び義務は、その時において財団が承継する。」とあります。これは私当然のことだと思ひます。そこで、この際ひとつ大臣からお答えいただけて確かめておきたいのですけれども、私学振興会に働いておる職員——理事さんや理事長あたりは交代なさるかもしませんが、職員は一体その身分はどうなるのか。それから現在理事者側と私学振興会の職員は、働く条件についていろいろ協定が結ばれてゐると思ふのです。そういう労働条件であるとか、あるいはこれまで使用者側との間に打ち立てた各種の勤務慣行といふもの、それから現在の給与、そういうものは一切の権利、義務がこの新しい財団に引き継がれると解釈して私は差しつかえないと思つてゐるのですが、その辺のところ、大臣明らかにしていただきましようか。

○坂田国務大臣 私立学校振興会の職員は財団の職員として引き継がれることは、御指摘のとおり

でございます。その財団内におきます配置等につきましては、私立学校振興会が廃止され、財団が新しい組織機構をもって設立されますので、必ずしも従来と全く同じであるというわけにはまいりません。また、給与につきましても、従来どおり不利にはならぬように配慮いたしたいと考えております。また、労働協約等はすべて新しい財団におきまされるべきことではございませんけれども、いまお話しになりましたように、おそらく慣行が樹立されておると思いますが、その点につきましては、そのまゝ引き継がれることが当然であると考えている次第でございます。

○川村委員 よくわかりました。一つお願いなんです。配置転換等がある場合には、私は、新しい財団が生まれると、必要やむを得ないことになるとは思いますが、その場合に、働いておる職員との間に財団がトラブルを起こさないように、よく話し合いの上で、それぞれ適当な人材がそれぞれの部署について、財団の振興に力をいたす、そういうことはぜひ皆さんのほうから御注意をいただきたい、こう思うわけであります。

そこで、最後に一言申し上げますけれども、私きょうはほんの一点、二点、三つぐらいお尋ねをしてまいりました。お尋ねをした基本的な考え方というのは、当初申し上げたとおり、これから財団は二十年、三十年、もっと続いていくかもしれない。財団の業務というものは私立学校振興に重大な影響を持つわけであるから、この財団が誤りのないように業務の遂行をはからなければならぬのではないかと。そういう意味からすると、財団法の中にもやはり考えなければならぬ問題が存在をする、こういうことであります。午前中塩崎さんが言っておられたように、経理の公表の問題にしましても、私もそう思うのです。大臣に報告されたからといって、大臣が国民の名において責任を持たれることは当然でありますけれども、それが経理の公開だ、こういうふうに単純に割り切つてはいかぬ。今日の私立学校のいろんな問題を考

えると、経理公開は大臣に報告も必要でありますけれども、あるいは早稲田大学なら早稲田大学の学校が発行しておるところの機関紙等についても、ちゃんと経理の決算報告をする。学生の前に、父兄の前にあるいは学校に寄附してくれた諸君の前に、目がつくようにさせるという方法もあると思う。そういうような形をとっていかなければ、ただ経理が大臣に報告されたからといって、すぐそれが公開である、大臣が責任を持ちました、こういうことでは、なかなかうまくいかぬのではないかと。経理の公開の問題につきましても、私が申し上げましたようないろんな方法がある。そういうようにして大学ということを考えて、ああいういろいろな日大みたいな状況、あんなぶざまなことをして、学生が驚いたからといって、それを押さえていくようなことがあったら、これは決して好ましい方向じゃないわけです。この点についてのお考えを聞いて、私の質問を終わります。

○坂田国務大臣 その点につきましても、もちろん私に対して報告がなされるわけでございますけれども、大学みずから自分たちの社会的責任を感じられまして、そのような経理等について明らかにすることというものは、自主的におやりになるということを私たちは期待をいたしております。またそのことにつきましても、十分話し合いを進めて、円滑な法の運用をはかりたいというふうに考えておる次第でございます。

○八木委員長 新井彬之君。

○新井委員 きょうは朝から、私が聞きたい役員の問題、それから附則第十三条の問題、こういうことにつきましているとお話があったわけでありますけれども、私は前回の委員会におきまして、やはり基本的な計画のもとに今後の大学教育というものをどのような形でもっていかなければいけないか、これはあるいは財政的な問題、あるいはまたその形態において、やはりきちっとした一本の形を出して、その上でこの財団法が審議されなければ、今後非常にいろいろ問題がある

のではないかと、こういうようなことをお話ししたわけでありまして、前にも大臣が答弁をされておりましたように、現在イギリスあたりでは、私学を全面的に信頼いたしまして、お金を出すときにも問題がないわけでありまして、このイギリスのUGCのように、私学を全面的に信頼をしてお金を出していく、助成をしていくというところに欠けているのではないかと、このように私は思うわけでありまして、もしも信頼をされておるといふ問題はないわけでありまして、規制をしいかなければいけない、そういうようなことをお考えであるならば、どこに一体その基本的なものがあるのかというのを初めに伺いをいたしたいと思っております。

○坂田国務大臣 イギリスの場合におきましても、やはりこれは長い間の私学側及びUGCにおける不断の努力というものの積み重ねが、今日におきましてこのUGCというものが定着をし、UGCの配分に対して私学側が応じておるといふことかと思っております。そして、その間におきましても、ヴィジティング・システムと申しますか、ちゃんとそのUGCと大学側の間を調整する、あるいは取り持つ人というものがあつて、これは全般的な、基本的な問題について、そしてまた幾つかの設けられました専門委員会において、そのようなヴィジティングというものをやる人がいて、そしてその当該大学という話をする、あるいは学生たちとも話をするというように、あるいは現在も続いている、そういう関係にあるかと思うわけでございまして、ことし初めてこの私学助成、人件費を含む経費助成というものを踏み切りました私たちといしましては、でき得べくんば一日も早く私学財団というものを発足し、そうしてそのよき慣行というものができまして、私学とこの財団、そしてまた文部省というものが、有無相通しながら立場立場においてその職責が果たされるような形に持っていかなければならないというふうに思っております。

UGCにおきましても、従来は生徒数も非常に少なかった、その取り扱いも金額というものが少なかったわけでございますから、かなりノー・サポート・ノー・コントロールというような形で行なわれておったようでございますけれども、最近ニューユニバーシティというものが、エセックスとかサセックスとか六つか七つかできました今日におきまして、やはり多数の大学生を擁し、そしてその管理、運営あるいは経理等におきましても複雑多岐にわたつてくるからには、やはり国として国民の税金を使うわけでございますから、それに対して一九六八年からは会計検査院がこれにタッチをして、そして経理を明らかにするということが行なわれるようになったと聞いておるわけでございます。わが国におきましても、いままではやはりノー・サポート・ノー・コントロールという形において、私学のことについては一切われわれは関与しないという形であつたわけでございましてけれども、今日の社会的な私立大学に求めるものというものは、非常に大きい。また、私学側といたしましても、社会に果たします責任というものには非常に大きい。こういうふうな世の中は変わつてまいりましたし、同時にまた、現在の納付金や授業料をもつてははいかんとしましてその教育、研究の内容を向上するということも不可能である、こういうようなことになつた以上は、やはり国として相当の経費の助成を行なわなければ、私学の教育、研究というものを進めるといふことにはならないのだ、こういうような新たな要請が出てまいりまして、その血税をもつて教育、研究を向上させるといふ大目的を遂行していただくためには、同時に今度はまた血税を納めておられます納税者の国民に対して、その経理を明らかにしてあげるといふことは、当然なことだと思ひます。しかし、従来は、ともいたしますとノー・サポート・ノー・コントロールであるからこそ、実を言いますといろいろの問題も指摘されたわけでございまして、しかし、いままでのよ

きましては、やはりそういう例から見ますと、これは所管大臣でございます文部大臣が任命するということ、が適当ではないかというように考えております。

○新井委員　現在の私学の状態が、少なくとも高等教育においては七五％を占めている。今後またその修学人口がどんどんふえてくる、そういうことで、非常に大事な、それこそ今後大きく問題になってくる私学振興財団になってまいらぬかと思えます。現在の補助金程度でいけばそういう問題はなと思いますけれども、いままでも論議されたいいろいろな状態からまいりますと、今後当然この助成が大幅にアップをされて、そうしてまた私学全体にいろいろの問題を及ぼしていく。そういうところから、もしも理事長の人選というものを誤った場合においては、やはり教育全般に及ぶような問

れていらつしゃいますか。

○坂田田務大臣 その点については、もうこの法律がきまりました以上はそういうふうには考えないわけ、その十人以上ということになっております。ただ、理事が四名、監事が二名、そして非常勤の理事を四名置くことができるということになつておるわけでございます、この中におきましても、私学関係の方々に對して、あるいは私学のことによく熟知をされた方を選んでまいりたい、こういう考え方でおるわけでございます。

○新井委員 この前の参考人の意見の中で、朝日新聞の論説委員の永井さんからいろいろ意見がございましたけれども、外国の一つの例を見ますと、イギリスならイギリスの例を見ますと、この審議会のメンバー、そういうメンバーが常勤になつてゐる。そうしてその答申においても、いろいろと研究をして、非常に分厚い答申書というものを提出してゐる。ところが日本の場合は、答申があつても二〇ページか三〇ページである。そういうことで、まあイギリスのクラウザー・レポートというのが非常に有名だそうでありすけれども、そういう今後のその審議会の一つ一つの役割と申しますものが非常に大事になつてくると思ふわけでありすけれども、そういうような点についてどういふふうにお考えになつてゐるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂田田務大臣 クラウザー報告とかあるいはロビンス・レポートとかいふものは、またそれぞれの一つの目的、あるいは調査、研究といふものについて一つの目的を持って設立されたものでございまして、相当多額の、そしてまた相当の人員をもつて、その目的を達成するために運営をいたします。ただUGCにおきましては、私の記憶ではたしか二十二人だったといふふうに思ひますが、二十二人で運営をしてゐる。もちろん専門委員会等におきましては相当の士がまたおられるようございすけれども、大体の実際の運営及び執行といふものをつかさどるのは、たしか二十二

人だったと記憶をいたしておるわけでございます。

○新井委員 時間がなから次に進めますけれども、私学振興財団法の第二十五条の中に「毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し」ということが載つておるわけでありすけれども、その助成基準というものがこの法案の中にはどこにも載つておらないわけ、これは、助成基準は毎年毎年アップをして変更していくといふようなことで載せていないのか。いろいろ理由があると思ひますけれども、その助成基準といふものがどのようになつてゐるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○岩間政府委員 助成の基準は、先ほどもお答えいたしましたように、これは予算との関連もございすので、基本的には文部省でつくりまして、あとその実施をお願いするわけでございますけれども、その実施につきましても、また財団のほうで一応基準をつくるというふうな作業が必要じゃないかと思ひます。その基準につきましては、二十一条に業務方法書の作成につきまして規定がございすけれども、業務方法書の中では、たとえば補助金につきましては、補助の対象でございすとか、あるいは貸し付けの基準、それから寄付金につきましては、管理の方法、配付の基準、そういうものをきめていただく予定でございまして、そういうものによりまして大体の基準が明らかになるということにいたしたいと思ひます。

○新井委員 これもこの前の参考人の方の御意見でございすけれども、その助成基準について今後きめられていくわけでありすけれども、大体私学において国の助成が三分の一である、それから自力でやるのが三分の一である、それから財界からの大額な寄付金と申しますか、そういう援助が三分の一、こういう形が理想的なものであるといふようなことを、これはまあ意見として申し述べられておつたようでありすが、三分の一、三

分の一、三分の一、この私学における割合でありますけれども、こういう件については、今後財団を持つていく場合においてどのようにお考えになつてゐるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○岩間政府委員 ただいま申されましたのは、これは私学の関係者も前から言つておつたこととございすが、これはあくまでも一つのパターンと申しますか、そういうものでございまして、現実にはその中で特に問題がございすのは、寄付金でございす。これはアメリカの場合、それからイギリスの場合でも、御承知のとおり、寄付金の大学の予算に占める割合といふものは、激減いたしております。たとえばアメリカでは、二〇%から現在四〇%程度まで下がつております。そういう点から考えますと、非常に寄付金に期待するということとは、危険じゃないかといふふうな考え方を私も持つておりますが、事実わが国におきましても、寄付金がたとえば大学の財政の中で占めております割合は、一〇%台から最近では七〇%台まで落ちております。そういう意味から申しまして、やはり私学の経費は、学生納付金と、それから国からの助成と申しますか、国民の税金と申しますか、公費と申しますか、そういうものが主体を占めていく。大体教育につきましては、大学教育を受けた者の国家、社会に對しての貢献度といふものを考えますれば、あるいは大臣が申されておりますように、半分は税金で持つてよろしいのじゃないかといふふうな考え方も出てくるわけでございます。

○坂田田務大臣 いまの公述人のお話は、アメリカにおいてもよき時代のことであつて、変貌しましたアメリカの実態から申しますと、ただいま局長から御説明を申し上げましたようなことになつて、連邦政府の金がだんだん多くなり、そしてまたあるいは州立でございす州の予算が非常に多くなり、そしてだんだん寄付金といふものが少なくなつてきておる。卒業生等におきましていろいろ募金をやつておりますけれども、それはわずかに四〇%程度に落ち込んでしまつておる。私も十

一年前にアメリカの各大学、私立大学を見て回りましたけれども、そのときは、いま公述人がおつしやいましたような形において、三分の一、三分の一、三分の一といふ形でございましておる。いわんや日本においては、これからはやはり相当の経常費助成なくしては私学はやつていけない。やつていけないのみならず、日本の大学政策の中において質的低下といふものがどこからきておるかといふならば、その三分の二を占めております私立大学に對する経常費支出等がなされておらないところに、むしろ質的低下がきておる。そして、学生の授業料や納付金といふものは、もはや限界にきておるといふことであらうかと思ふわけでございます。その意味合いにおいて、どうしてもこの予算額といふものは相当に今後ふやしていかなければならないといふふうに思ひますし、そういうふうにお金だんだんふえるからには、その経理の面につきまして、それを國のために適正に配分をされておるといふことが明らかにされるような仕組みは、当然考えられなければならない。また私学側におかれまして、そういうふうな御要望もありすし、そういうふうな決心でこの私学助成といふものを受けたら、こういうふうな考えでおられると私は思つておる次第でございす。

○新井委員 それからこれもこの前の参考人のいろいろお話でありすが、現在の教育にあつて、教授が非常に足らない。そしてまたその教授が一般の民間会社であるとか、海外への流出頭脳であるとかといふことで、今後この教授の充実ははかるにはどういふふうなやりかたといふようなことで、現在の先生の給料が非常に安い、統計的に見ても低所得者層であるといふようなこととお話があつたわけでありすけれども、今後その人件費補助を含む場合において、やはりりっぱな先生方が大学に残つて教育なり研究なりに携わつていただくには、それ相應の所得がなければできないと思ひます。そういう教授の位置づけと申しますか、今後、そういう教授の方が現在足ら

ないのに対して補充をしていくといいますが、そういうようなことについて、どのようなやり方で補っていくかということについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○岩間政府委員 大学の教員の充実につきましては、先生の御指摘のとおりでございます。一番隘路になっておりますのが、やはり待遇の問題であらうと思ひますが、同時に、その養成の問題につきましても、適当な整備が行なわれるということが必要でございますけれども、この問題は大学院の整備、充実の問題でございます。待遇の問題につきましては、現在文部省におきましても、教職員全般の待遇改善につきましているいろいろな研究をいたしております。現在、資料をとって、集めた段階じゃないかと思ひますが、これからそういうものを基礎にいたしまして、教職員の根本的な待遇改善というものを考えたいということである研究でございます。そういうふうな取り組みな努力を重ねまして待遇改善を進めたいというところでございます。

○坂田国務大臣 せっかくの機会でございますから、ちょっと申し上げておきたいと思ひます。これは昭和四十四年の調べでございますが、私立大学の教員の構成を見ますと、年齢的に申しまして、国公立に比べて教授は平均五歳程度高く、また、六十代、七十代と高年齢層の占める割合が、国公立の場合に比べて多いということが出ております。また、教員全体の中で兼務者が四三〇を占めており、国立の二二〇、公立の二八〇よりかなり高いことが特徴でございます。この点も、私は問題かと思ひついでございます。

また、お尋ねの私立大学の教員の平均給与額について見ますと、昭和四十四年度の全体の平均では、国立の教員に比べて三・三〇低くなっております。年齢別に見ますと、四十歳以下の若い教員については、逆に私立のほうが高くなっております。これはやはりひとつ注目すべきことだといふように思ひます。一面においてはプラスの面があるといふふうにも考えるわけでございます。昭和

四十四年の人事院の調査によりますと、国立大学八万六千九百二十七円に對して、私立大学が八万二千九百三十七円、九五・四〇というふうになつておるわけでございます。

○新井委員 いまの教員の所得の問題につきましては、これは今後いろいろな角度から検討していただきまして解決をしていただかないと、その充実発展ということが望めないのではないかと、このように思ひます。そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

これも先日参考人の方のお話でありましたが、大きな大学と小さな大学との、援助をされるその費用の問題です。これは、大きな大学というのは学部が全部そろつていて、小さなところは一学部で成り立っている。その場合に、その費用のかなり方が非常に違うのだ。要するに全部ある総合大学なんかにおいては、援助金が一学部ごと全部来るわけですから、非常に多額になるし、非常に経営がしやすい。ところが、一学部の場合は非常にやりにくいもので、そこら辺の援助のしかたを考へていただきたいというお話がありました。そういう件については、どのようにお考えになつていらつしやいますか。

○岩間政府委員 これは先般塩崎先生から再質問がございました。これは参考人の方が申されておりましたが、決して配分につきましては不公平なこととは行なわれてないかと私どもは考へております。しかし、この前申されたのは、やはり世帯が大きいと資金が豊富にあれば、それだけやりくりもしやすいといふふうなお考えじゃなかったかと思ひついでございます。けれども、小さな大学は、確かに資金が十分じゃございませんから、その意味での経営のやり方というのは非常にくふうを要するのではないかと、いろいろな点は考えられるわけでございます。けれども、しかし、この点は、また一つには経営の規模の問題といふふうにも考えられるわけでございまして、適正な経営規模と申しますか、学校の規模が備われば、ある程度一番効率的な経営ができるという点はあるわけでございます。規

模が非常に大きくなりますと、また逆に単位当たりの費用といふのが非常に高くなるという点があるわけでございまして、これは会社その他の事業等と多少似ているわけでございますが、そういう意味から申しまして、学校といふものが適正規模にあることは望ましいわけでございまして、また、そういう小さな規模の学校が適正規模まで拡大したいという場合には、相当の考慮を払つてもよろしいのではないかと、いふふうな感じがいたします。

○新井委員 時間もあれですから最後に、先ほども出たのでありますけれども、附則第十三条の第十項の問題であります。この第十項の問題については、参考人の方々がやはり非常に気にされておりました。当然この第八項、第九項の会計報告を行なうということについては問題はないと思ひついで、けれども、この第十項については、前からいろいろ議論がありましたように、昭和二十四年の私学法ができましたときも、この「授業その他の事項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずること」といふような問題については、削除をされておるわけですから、先ほどもお話がありましたように、五十九条の四項において、補助を打ち切ることができると、こういうふうになつておるわけでありまして、けれども、やはりこの第十項の問題は、少し干渉し過ぎではないか、私もこのように思ひついでありますが、その点についてもう一度お伺いをしておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 やはり昭和二十三年、二十四年の状況は、全くこれは国は私学に對しては関与しない、ノー・サポート・ノー・コントロール、こういうことが前提になつておつたと思ひついでございます。先ほど来私がしばしば申し上げておりますように、最近のこの十年間の様子から考へると、もはや私学につきましては、経常費補助なくしては私学は自立できない、そしてまた質的な学生の教育、研究といふものを向上させることができない事態にもなつたんだ、こういうこと

を考へるならば、今後相当の経常費助成といふものが行なわれなければならない。そうだといたしますと、私学側がみずから、もちろん自主的に判断されて、そうしてその教育の内容の充実あるいは質的向上のために努力をなさることは当然でございますけれども、また、この経常費助成が目ざしておられます目的、つまり教育、研究の質的向上といふことを考えました場合におきまして、それに反するようなこと、あるいはまた著しく、ただ反するだけじゃない、それがだれが見ましてもこれはあまりにもひど過ぎるんじゃないかといふようなことが客觀的に認められる段階においても、なおかつ何らの措置ができないといふことではいけないんじゃないか、それでは税金を出しておる國民を説得する力を持たないのではなからうかといふふうに私は考へるわけでございまして、その意味合いにおきまして、やはりこの程度の条文といふものは必要であるといふふうに私は思ひます。また同時に、この実際の運用にあたりましては、ただいま私が申し上げましたように、法令違反等が著しく、もうだれが見ましてもこれはむちゃくちゃであるといふような場合においてのみ発動すべきものであるといふことであつて、現在の段階において、たとえば定員のオーバー等のことについて、あらうかと思ひます。そういうようなことにつきましては、従来これはそのままになっておるわけでございしますが、それはやはり急激に変えられるものではございせんので、時間をかけつつ、あるいはいはわれわれの助成金が相当に大きくなるというふうなことをも考へ合わせながら判断していかなければならない課題ではなからうかといふふうに思ひます。また、たとえば授業等の問題について、所定の百二十四単位といふような設置基準に基づきました単位といふようなものを、もう著しく逸脱して、そういうことの満たない者でも卒業してゐるといふようなことは、万々ないわけでございすけれども、しかし、全然皆無とは申せない。起り得ないかといつたら、起り得ることもあらうかと

思うわけでございますが、あつてはならないこと
でございますけれども、そういうようなことに対
しまして、やはりこれがあつたほうがいいのでは
ないかということでございます。このことは、決
して私は現在の私学全体について不信な気持ち
を持っておるということではございませんけれ
ども、しかし、人間がやることでございませう
幾ら制度がしっかりとできても、やはりそうい
うようなときには、何らかの国民に対する責任が
果たせるようなことは最小限度必要ではなから
うか。また、この条項があつたからといって、私学
の自主性というものを著しく損傷するというよう
なことはならないのではないかと、私の
どもの考えであるわけでございます。

○新井委員 これ以上質問はいたしませんけれど
も、この附則十三条の第十項、この問題について
は、いままでいろいろ意見がありまして、文部大
臣もこれに対しては非常に丁寧な答弁をされてお
りますけれども、文部大臣のようなお考えでこれ
を運用してくれるかどうかということは今後非常
に問題でもありますし、今後この解釈が、やはり
こまかい問題にわたって、ではそれが行なわれな
いかという保証もないわけでありまして、そういう
ようなことで非常に危惧をするわけでありませう
けれども、時間もありませんのでこれで終わら
す。けれども、この運用にあたっては、やはり私
学を信頼する、そしてまたほんとに私学の独自性
を認めてそこにお金を出していくところに、この
私学振興財団法の根本的な意義がある、このよう
に私は思いますので、そういう点についてはひと
つよろしく願ひしたいと思ひます。

○八木委員長 辻原弘市君。

〔委員長退席、久保田委員長代理着席〕

○辻原委員 かなり細部の議論が行なわれてお
りますから、なるべく重複を避けて、今後の私学、
また私学教育のあり方、そういう基本的な問題に
触れて、ひとつ大臣の所見を伺いたいと思ひま
す。

最初に、厚生省に来ていただいておりますが、

これはひとつ厚生省もよくお聞き取りを願ひたい
と思ひますが、去る三月二十五日の朝日新聞に非
常にセンセーショナルな表題で記事が出ておりま
す。それは「医者が欲しけりや一億円」という見
出しで、本年文部省が新しく認可をした三つの医
学部の新設の中に含まれておる北里大学について
の記事であります。中身を読みますと、それぞれ
善意の立場で、何とかひとつ最近の無医村を解消
したい、あるいは僻地における医療問題解決の一
助にしたいというので、この設置認可をされまし
た北里大学に対して、まことに苦しいであろうと
思われる地方団体が一億円という金を寄付金とし
て応じておるといふ、そういう記事であります。

現在、医者が足りない、あるいは無医村でその診
療にも困つておるといふこの事態について、われ
われも多くの僻地を持つておる地方におりますか
ら、より一そう切実な感じがするわけでありま
す。この記事を読みましたときにまさにその実感
が迫つてきたのであります。ここで私が特にこ
の問題を冒頭に文部大臣、また厚生省にお尋ね
するゆゑは、このことのもろもろ是非に關する
問題も含むわけでありませうけれども、ただ、こ
ういう形で解決することが、少なくとも医学を含
め、重要な国民の医療を担当するお医者さんの養
成という医学教育のあり方であろうか、この一点
であります。同時に、特に厚生省にお出ましを
願つたのは、いまあなた方は、ここ数年の議論
の中で、将来の社会保障の中核である医療保障に
ついては、あくまでもこれは皆保険、また国家的
見地、そういう意味に立つ医療制度を確立するとい
うことを主張されてきておる。それを前提に置
いて私は、この現在あらわれておるいわゆる医学
教育の姿というものを合はしたときに、何かかみ
合わないものを感じるのであります。考えてもこ
らんなさい。これは地方団体がなけなしのさいふ
をはたいて一億円の金を拠出する、それだけで
ない。何とかひとつ大学に入れてもらつて、月々
何がしかのそれに対する有英資金も貸与か補助を
していきう。しかし、それだけで、はたしてそ

れじゃ無医村あるいは僻地勤務という保証がある
のであらうか。だから、こういうふうな形にお
いて医学教育というものをゆだねておいていいの
であらうか。そこに何がしの方向がなければなら
ぬ。これではまるで、これは医学教育だけじゃあ
りませんけれども、まことにちぐはぐ、まことに
何というか、かつて気ままな一つの教育制度とい
うものが、ことばは語弊がありますがけれども、現
存しておるといふ感じが深い。まず一つ、文部大
臣は、いま私が申し上げましたこと、ここにござ
いますから、このことについてどうお考えになる
か、文部大臣としてのひとつ所感をこの際お聞か
せ願ひたい。

○坂田国務大臣 今日、お医者さんが足りないとい
うこともあり、かつまた無医村がある、あるい
は医者が足りないといふことで、非常に地域住民
が困つておるといふようなこと、そういうことか
ら、いまお示しになりました北里大学のようなこ
とが出てきたと思ひますが、これは私は、制度の
上から、また医学養成という立場からは、本筋で
はないといふふうに思ひます。それ
だけに私は、今回私学に対しては経常費助成とい
うものをどうしてもやらなければならぬとい
うふうに決心をいたし、そしてまたその予算を獲
得し、そしてまた私学財団法というものの御審議
をわすらわしておるといふことでございませう。
き得べくんばこういうような形でなく、国立、私
立、公立の医学部あるいは医科大学等において養
成がすなわかなされるということが望ましいとい
うふうに考えるわけでございます。でございま
すけれども、ただいまの現実の問題としてこれ
をどう考えるかといふことでございませう。やは
り私立大学がその都道府県等の地方公共団体から
寄付を受けるということは、従来から行なわれて
おることでございますし、医科大学の施設にあた
りまして、医師不足の点から何がしかの寄付金を
受け入れること自体には、私は問題はなからうか
と思ひます。ただし、その寄付を行ないまし
た県から学生を受け入れることにつきましては、

やはり公正な選抜の手続を経まして、医学教育を
受けるにふさわしい資質と能力を持った学生を受
け入れるということが前提にならなければならぬ
い、かように考えるものでございませう。

○辻原委員 いま大臣が後段で言われましたが、
私も一つの心配点はそこにあります。今度の私学
法におきましても、あとでこれはお尋ねをいたし
ますけれども、いわゆる善意の寄付金というもの
を諸外国の例にならつて新しく私学援助の一方途
として中に加えられておる。私は非常にけつこう
だと思ひます。ところが、こういう寄付のあり方
というものは、私は発想を否定するものじゃな
い。それぞれの地方公共団体が寄付をしてまで医
師不足を解消しなければならぬという熱意、全く
何とかしなければならぬというそれぞれの行政責
任者のお考え、これには私はある意味においては
敬意を表する。決してそれを否定するものではあ
りませう。

〔久保田委員長代理退席、委員長着席〕
ただし、もしこれが大臣がいまおっしゃられ
たように、あなたがたが答弁されたことがそのま
まそっくり実行されたらとすれば、逆論をいうなら
ば、この種の寄付は行なわれぬと思ひます。これは
あとで、私はそれぞれ私学に対する特別寄付の問
題にも触れたいと思ひますのでございませう。でも、
何ゆゑに寄付をするか。それでしよ。単なる善
意の寄付金であるならば、それは先般もここで大
蔵省の税法関係の人が説明されておりましたけれ
ども、指定寄付の範囲に満たないような寄付金に
とどまつておるといふことは、私学関係に対する
善意の寄付金が乏しいことを物語つておる。とこ
ろが、一方において特定の目的を持つて寄付金は、
天下に横行しておるわけですから、その使途を混同
するわけではありませう。一事例としてあげてお
る。しかし、教育という立場になつたならば、こ
れは同じことではしよ。一億円の金を出します。
出すかわりにお医者さんを養成してください。も
ちろんそれにふさわしい人を送るかもしれない。
送らないかもしれない。問題はそこにある。そう

てまいりました。この点については、たいへん遺憾に存じておるわけであります。と同時に、この解消策につきましても、本年度、秋田を含めまし

○岩間政府委員　御指摘のように、今後どういふふうに大学を運営していくか、どういふ計画でもって建設を進めていくかという点を、資金の面

ございますから、この四億円が確定であるかどうかというよりも、現在までの社会的な信用度、あるいはその関係者等から判断いたしましたし

らば——文部省とよく連絡をとっておくというの

だが、そういうことになりますと、どうもまゆつばものですよ。一言もこれに対して厚生省が意見を述べたことは、私は真摯にして知らぬ。だから申し上げるのであります。もう一ぺん大臣に、善意の寄付金ならば、私も大いにこれを奨励してよろしかろう。しかしながら、常識的に、何らかの条件があるというふうなこの種の寄付金について、あなたはというふうな考えられるか、またどういう所見をこの問題について申したのか、この際明らかにしておいていただきたい。おそらくこのケースはほとんど出てくるんじゃないかと私は思うから……。

○坂田国務大臣 だからこそ、先ほどの御質問に對しまして、私どもとしては医学教育という面から見るならば本筋ではないというお答えをいたしておるわけでございます。しかしながら、現実の問題としてこのようなものが出てきたわけであります。が、われわれのほうから申しますと、この学生を受け入れる場合についての公正な選抜の手續を経て、医学教育を受けるにふさわしい資質、能力を持った者を受け入れる限りにおいては、問題はないのじゃないかというふうに申しておるわけでございます。

それからもう一つは、おそらくその条件とおっしゃるの、山形県において非常に医師不足であるから、できるならばひとつ北里の卒業生を送ってほしいということが希望として述べられるというところは、これはあり得ることであるというふうな思ふわけでございますが、私は、そのことそれ自体は、そう何か医学教育にとるものかというふうにも考えないわけでございまして、その資質あるいは教育を受ける能力を持った山形の学生が、公正な選抜を受けて、そしてその人が山形に帰るといふことについて、山形県の地域住民がそれを欲しておるんだ。それが成規の手續を経まして、知事の考え方はあるいはそれが議会で承認になって、そしてそれを受け入れるということである。学生たちがそこへ帰っていく、あるいは無医村等につきましても入っていくということであれ

ば、問題はないんじゃないかというふうに思ふわけでございましてけれども、しかし、そういう希望やあるいは条件としておっしゃるようなことがあったからといって、それじゃその人たちが六年間以上の教育を受けてはたして山形へ行くかどうかという問題につきましても、これはまたなかなかそこまで縛るわけには、現在の法規からいってできないんじゃないかというふうに思ひますけれども、しかし、それはその熱意をもって山形県が教育を受けているんだということであるとするならば、あるいはその中から多数の人たちが、山形県に奉職するというような決心もつくかもしれない。そういうことはあり得るんじゃないかというふうに、私は思ふわけでございます。

○辻原委員 大臣もちょっと苦しい点があるように思ひます。ここで論じていいことと悪いことがありますが、あまり深くは申し上げませんが、しかし、簡単に考えちゃだめですよ。というのは、これはやっかみじゃありませんが、かりに、とてもそれだけの金は出せない、しかし深刻にお医者さんが不足しておるといふところは、やっぱりそういうことが、北里のみならず、新しく医学部が増設されるたびに、もしこれが何というか、ああこれはいい方法だ、まあそういうことも言っているわけですよ。ということならば、こういう形で今後やうな大学がなしともしない。できない府県の問題が問題として一つ残りますね。

それからもう一つ考えられることは、これは厚生省の分野にも関係しますけれども、いま公立病院の存立の問題がありますね。これは大きな問題です。都道府県がつかかえて、戦後かなり国立に移管をしましたが、いまなお国立に移管をしてもらわないとどうにもならぬ、こう言っておる公立病院がかなりある、公立の付属病院がかなりあるわけですよ。これは公立病院に金を注いでも、一億や二億や三億ではとてもものにならぬ。そういうまい方法があるならばそっちのほうにいきましようとなったら、これは地方に無理をして維持

経営をしている大学の存立にもかかわってくる問題だ。いま現実にそういう問題がたくさんあるわけですよ。

いろいろな関連を考へてくれば、教育上の問題、また医療行政、医師不足解消という問題に、これは将来大きな影響を与えてくるんです。だから、そういう意味で、いまのうちに、幸い厚生省、文部省は医学教育の問題についてはそれぞれ連絡をとりつやつておられるとおっしゃるならば、今後のこういつたあり方についてよく検討を加え、しかるべき指導をすべきであると私は思ふ。帰するところは、これは財団法提案の趣旨にも関係してくる問題でありますから、一体医学教育というものをどういうとらえ方をするか、ここは文部省、厚生省の問題でなくて、やはり政府全体として医学教育の問題をどう取り上げるかということも、もう少し深くタッチしていく必要があるというのを私は警告するわけです。

さらにこの機会に問題をもう一つ申し上げるならば、時間もございませぬし、資料を出せぬというやばなことも言ひませぬけれども、まあ巷間伝わっているところによりますと、最近、私学における入学寄付金の額が非常に大幅にアップをした。もう一千万円が標準になってきた。一千万円が相場だ、ところが一千万円どころじゃない。半年前にそういう話がきまっておるといふ話も、ちよいちょい聞きます。そういうことと、かてて加えて、結果としてどういふ問題が起こるかとい

え、一千万、二千万という金を出せる階層というものは、そうざらにはないでしょう。そうしますと、これまた将来のにない手という問題になってくるわけだが、一千万、二千万を投資して、犠牲献身、医は仁術なり、そういう医者のあり方というものが確立されていくかどうか、ここに問題があるでしょう。私は、そういう意味で、医療皆保険という問題の中で、そのにない手の養成というところは、根本的な問題、保険制度をどうするか、あるいは保険料の単位をどうするか、いろいろ議論が行なわれておるが、骨はここにある。や

る人はお医者さんなんだ。そのお医者さんの教育に、何となくエアポケットを感じるんですよ。だから、せかつく財団法が提案されたおりに、私はこれらの問題について、これは文部省自体としてももう一歩深くタッチすべきではなからうか、こういうことをあえて申し上げるわけです。

しかし、この問題をいろいろやっておりますと時間がございませぬし、冒頭申し上げましたように、決して現実のこの問題を無視して私は申し上げるのじゃありません。都道府県が無理をなすっておられるその心情も、非常によく理解はできませんし、また、そのことも現時点における無医村の解消、医師不足の解決の一助になることも、私は認めます。しかし、その方向を少なくとも政治をやる立場、行政を担当する立場は、世間一般が見る目と異なつた目で見なければならぬということ、私は警告しておるのです。この問題は、そういう意味でひとつ十分厚生省も文部省もよく連絡をとられて対処すべきである。こういうことがただ新聞の記事になるというだけでは、私はこれは決して医療行政の姿勢を正すゆえんでもなからうし、私学行政の姿勢を正すゆえんでもなからうと思ふから、あえてこの記事を一言問題にしたわけでありま。

時間がありませんけれども、少しく本論に移りたいと思ひます。この機会に、私は大臣に基本的な立場についてお答えを願つておきたいと思ひます。それは、いままでこの委員会でもずいぶん議論をされました。大臣もお答えになつております。私もその議論は拝聴いたしました。私は、私自身の参考にも、また今後の行政のあり方からいって、ぜひお尋ねをしておきたいと思ひます。すなわち、私学教育の目的というものは、その私学法の第一条に、公共性ということと自主性ということをうたつておられる。条文上これを見ますと、まあきわめてすつと読めるのであります。私が理解をするところでは、これはとりよつては二

部省を含め、あるいは政府を含め、あるいは私立大学の人たちを含めて申し上げるのです。双方が努力をするならば、そういうような状況にいけるのじやなかろうか、またいかなければならぬ。特に經常費支出というものをやったからには、そこまでやらなければいけない。だから、この法律の目的とするところは、あくまでも私学の振興につきまして、教育、研究の質的向上を願うために、いままでのように何ら經常費の助成をやらなないという形では、もはややれない状況に来ておる、むしろ私学の公共的な役割りは果たせない

状況に來ておる、むしろ先ほど御指摘のような社会問題までも引き起こすような状況に來ておる。お金を持った者でなければ医学教育は受け難れない、こういうようなことがあつてはならないのだ。少なくとも大学教育を受けた人たちが、その分野に応じまして公共に尽くす、あるいは医学に従事することによつて僻地の医療をまかなう、そういうようなことについて、私はいままでの私立大学が持つておられまする建学の精神を十分生かし、特性を高め、特徴ある大学をつくつていただいて、国立大学とは違う私立大学のよさというものを出すことによつて人材を世に送る、あるいは医学生を世に送る、あるいはまた研究の成果を還元するということは、私はできないことではない。また、それをやらなければ、これだけの経常費の助成をやりに、そしてまた将来はその額というものをつくさん出そうということにはつながつて

いかないわけなんでございまして、私は、その点
は、あるべき姿という一つの理想を掲げまして、
それに対して一歩一歩現実の問題を解決をしてい
くということは、単にこれは一片の法律だけでで
きることではないのであります。お互いが信頼感
を回復して、そうしてその目的というものを達成
しなければならぬ、かように思うわけでござい
まして、この法案のそここに所轄庁がどうだ、
文部省がどうだということをおっしゃいますけれ
ども、少なくとも今度は血税がどのような形にお
いて私学に使われておるか、それがほんとうに教

育、研究のために、あるいは教育あるいは研究の質的向上のために適正に使われておるかどうかというようなことを明らかにするということは当然のことであって、いままでもイギリスにおいてはそれは慣行でやってまいりました。そして会計検査院もタッチしない形においてやっていくかと思ひます。しかし、これほど学生数が多くなり、そしてまた多額のお金というものが私学に注ぎ込まれるということにおきまして、一九六八年に会計検査院がこれにタッチするということがきまつたわけでございます。そのようなことをやるという事は当然なことだ。まあもちろん立法それ自体については、幾つかの点におきまして、各議員から政党政派を通じて御議論のあるところでございます。またそれにつきましてもわれわれの考えを述べておるわけでございますから、完全無欠だとは私はいませんけれども、しかしながら、この私学財団法は全く私学をコントロールするためにあるのであるというようなお説には、私はどうしても賛成ができないのでございまして、少なくとも私はそういう趣旨ではございせん。何のためか、一体この私学振興財団というものををつつたか、何のためにわれわれはこのような人件費を含むところの経常費支出をしなればならないのかというその気持ちを、ひとつくんでいただきたいというふうに私は思うのでございます。

○辻原委員 私は、最後に大臣が言われたように荒っぽい議論をしているんじゃないのです。この法案ごとくが、私学を何とかしてやろうというふうな、コントロールというために出すというふうなのみは理解をいたしておられます。そういうことではなくて、いかにしてわれわれが、うまくいっておる先進諸国と同じような私学のあり方、りっぱな私学教育のあり方をつくらうか、そういう方途はなるべく危険な道を通らずにやる方法はないかという趣旨から申し上げておるのではありません。そこで、その自主性、公共性がりっぱにやれておるじゃないかという御説明の中にイギリスの例を出されたものだから、私はイギリスが今

目やっておる行き方と、いまこの法案を核としておやりなすつていこうとする考え方とは、これは方向が違ふんではないかというのを申し上げたわけですね。だから、大臣が最後に言われたからそれ以上お尋ねはいたしません、イギリスの場合には、大臣おっしゃったように、別に監査もいたしておりません。配分については、それぞれの大学の自主性にまかしてやっておる。それがきわめてうまくやっておる。これはイギリス式の一つの、金は出すが、それについて口は出さぬという原則の確立されているいい方向なんです。だから、私はそういう方向をいま打ち出されておるのならば、これは何をか言わんやでありますけれども、しかし、所轄庁のいわゆる権限、監督の強化ということによつてのみその目的が達成できるというふうなラフな考え方ではやっておられるならば、これは私学と所轄庁との間の不信感が高まるばかりだということを懸念するのです。だから、やはりこの私学法第一条ができる限り矛盾をなくしてそれが共存できるような形にするために何が必要かと言へば、それは私は私学自体のみずからの姿勢を正すといひます。私学教育に徹したという考え方を社会的な情勢によつて確立していくという長期の展望に立たなければならぬことを感ずる、そのことを私は申し上げたい。

それから大臣にもう一つそれに関連して、これはお答えになつておつたようであります。この際明らかにしておいていただきたいことは、通俗的に自主性、公共性ということばが使われるのであります。一体私学における自主性とは何ぞやというところを、やはりわれわれは法案審議にあつたて明確にしておかなければならぬと思ひます。たとえば民主主義あるいは個人主義、解釈のしようさまざまであつて、そういう一つのことはのりやうによつて、いろいろ恣意にわたつた行為が起ることがしばしばである。そこで自主性というこのことばの概念を、監督庁である文部省は一体どういふふうに解されておるのか。自主性を高めるといふからには、何を高めようとしてい

るのか、このことも、ひとつ大臣の所見として明らかにしておいてもらいたい。

○坂田国務大臣 私学の自主性、これはいろいろとり方はあると思ひますけれども、私は基本的に申し上げますと、人事権には介入してはならぬ、あるいはまた財政権に介入すべきではない、こういうことかと思ひます。あるいは内容につきましても深く介入すべきではないということ、こういうふうに解しております。

○辻原委員 大臣は具体的におっしゃつたわけだが、私は大事なことが抜けていると思うのです。それは先ほど大臣が答弁されたように、私学の自主性とは私学の建学の精神にあると思う。みずからの私学をつつたその一つの理想、その私学の一つのよつてきたる学風、これは言はずもがなであります。そのりっぱな社会的に貢献し得るという建学の精神というものをどこまでも伸ばしていく、それが私は私学における自主性ではないか。私学だからこれは他からの制肘は受けませんという自主性ではない、私はそう理解しておるのです。そうでなければ、国民の側、父兄の側に立つた場合、授業料を納めます、大事な子供を預けます、寄付金もいたします、しかし一たん入つたからはそれはいかうに使用したかどうだというふうな自主性であつてはならない。そうではない。りっぱなその学風を理想として私学が創設されたものと私は理解している。それをとんとん伸ばしていくべきである。したがつて、その中には、私学は単なる経営であるというふうな觀念に立つ経営者があるとするならば、それは社会的に改めてもらわなければならぬ、そういうことを申すのであります。したがつて、そのよい気風をチェックする、その一つの考え方、その学風をよき法律ができたために育てられていくならば、たいへんであります。その意味において、大臣の言われたいわゆる人事権の介入、あるいは経営の中心になる財政権についての監督官庁としての介入、これは大臣もいまおっしゃられたが、私

はしたがつてこの法案の立法にあたつても、それは厳に慎むという趣旨でいま申されたのだと理解をしております。もう一度その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 その点は、辻原さんおっしゃるとおりでございます。その学風あるいは建学の精神というものをそれじやどうやって守っていくかという一つの手段としては、そのような人事権やあるいは財政権というもののいやくも権力にあるわれわれ政府が関与すべきものではない、こういうことではあります。

○辻原委員 そこで、私はいま大臣がおっしゃられた人事権それから財政権に介入はいたしませんという問題に関連をして、少し具体的な一、二の問題を、これはすでに各論で議論がありましたので、おおよそのお答えもわかつておりますが、多少私は違つた角度でお尋ねをしておきたいと思ひますが、非常に悪い表現ですけれども、法文を拝見したときに目ざわりになるのはいろいろございまして、なると、立ち入り検査の問題です。立ち入り検査権——検査権と簡単に言えるわけでありまして、立ち入つて検査をするというところまでやること、はたして所轄庁がいま大臣のおっしゃられた人事権あるいは財政権というふうなものに全然介入をしないんだということ何らの矛盾はないのかということに、私は疑問を感ずるのであります。もちろんそれだけじゃありません。先ほどからいろいろ議論のありました学部の増設、あるいは定員の増加、その他に対する変更命令といったような問題も含まれますけれども、特に私は目ざわりになるのは、立ち入つて検査をするということ、は、いかに大臣がそういう趣旨をりっぱに申されても、やはり現実問題として私学に対する非常な制肘のやいばになる可能性があるんじゃないかならうかという心配をするわけですが、そういうことは毛頭ないと、こういうことでしょうか、どうですか。

○岩間政府委員 先生がただいま御指摘になりま

したのは、附則の十三条の十項の第一号「助成に
関し必要がある場合において、当該職員に学校法
人の関係者に対し質問させ、又はその帳簿、書類
その他の物件を検査させる」という条文であらう
かと思ひますけれども、これはいゆる立ち入り
調査ではございませんで、立ち入り調査の本物の
規定と申しますか、それは本文のほうの第三十五
条に「報告及び検査」ということがございまし
て、これは財団に対する立ち入り調査の規定でござ
いますけれども、これは「職員に財団の事務所
に立ち入り」云々というふうな規定になってお
ります。したがしまして、この十項の第一号は、
事務所に立ち入る場合には当然学校側の同意を得
て入るということになりますし、また立ち入って
何も検査をする必要はないんで、書類等を持って
きていただいて調べるといふこともあり得るわけ
でございます。補助金等を出します場合におきま
して、いろいろ条件もございますし、たとえば補
助金の場合でございますと本務教員ということに
一応なっておりますが、教員が本務であるかどう
かというの、ちょっとむずかしい点もございま
す。そういう場合には、いろいろ関係者に実情を
聞くといふふうなことはあり得ると考えていま
す。またこの規定は、実際には御了解を得れば当
然学校側でもそういう説明はしていただけるもの
と考えていますから、この規定が直接発動するとい
うふうなことはほとんどあり得ないのじやない
かと思ひますが、しかし補助金の適正化法等にも
規定がございますように、これは念のための規定
として設けてあるわけでございます。

ら、そこは違ふんだということをやはり御認識を
いただかないと、非常に行政的な単なる事務的な
扱いになる懸念があるから、私はあえてそのこと
の指摘を申し上げておるわけであります。

いのではないかという意味合いで、まあ教育につ
きましては少なくとも国が半分、個人が半分とい
うふうな一応の考え方の上に、このたびの補助金
の要求を初年度として行なつたわけでございま
す。今後これを順次拡充してまいりたいというふ
うには考えておりますけれども、私どもの考え方
はそういう考え方では、始めましたわけでございま
す。ただいま中教審におきまして、私学を含めま
した大学全般の問題についていろいろ検討してお
ります。それから特に私学の地位というものにつ
きましては、ぜひ御答申をいただきたいと考えて
おります。こういう問題につきましても、ただいま
申し上げましたのは、一応私どもの腰だめと申
しますか、一応の考え方に基づいて予算を要求を
したということとございまして、今後につきまし
ては、中教審の答申によりましてその拡充をはか
りたいというふうに考えておる次第でございま
す。

なことで計算をされておるといふように、御了承
を賜わりたいと思つてございまして。

○辻原委員 法案の二十条の四項に、これは御質
問もありましたけれども、新しく寄付金を募集す
るといふ業務が一項加えられております。この間
どなたかの御質問の際に、これが取り上げられて
答弁がありました。要するに、この寄付金というの
は積極的な意味なのか、それとも従来程度の寄付
金を意味するのかわかりませんが、積極的な
意味だといふお答えがあった。そこで念のために
もう一べんこれはお尋ねしておかなければならぬ
かと思ひますが、積極的な意味というものは、西ド
イツでやつております寄付金財団のような性格を
これに付加することであるかと私は理解するので
ありますが、おおよそ現在のあれを聞きまして、
この間大蔵省の御答弁によつても、指定寄付の範
囲にまで達しておらぬということ。それぞれ
いま私学全体に対して振興会その他が窓口を貸し
て募集した金額は、まことに微々たるもの。そう
いたしますと、いま大臣もお答えになったが、い
わゆる個人が負担するもの、それからそういう寄
付金によるもの、公的経費として国が負担するも
の、こういう三者並立の形がおぼろげながら描か
れているとするならば、かなり多くの寄付金を設
定しなければならぬということになる。現在どう
いう想定をされておりますか。どの程度のもの
を——たとえば、本年はかりに準備段階としてこ
の程度、しかし将来はこのくらい少なくとも一般
から善意の寄付を募集するものがあるという
ようなこと、そういう点の一つの見当があるなら
ば、お答えを願ひたい。

○岩間政府委員 先ほど、諸外国においてもその
寄付金が大学の財政に占める割合というものが低
下しつつあると申し上げましたけれども、しかしな
がら、四十二年度におきまして、大学のみでもわ
が国では百六十四億というふうな多額の寄付金
が寄附されております。そういう意味を考えまし
て、これはまだ隠れた浄財というものがたくさんあ
るのじやないかというふうな気もするわけでござ

○辻原委員 はとんど立ち入って検査をするよう
なことはあるまいという管理局長のお話で、そう
あつてほしいと願うのですが、ただ末尾に言われ
た補助金等の適正化に関する法律で一般の補助を
出す問題とは、いま論じておるのとは多少角度が違
うのです。そういう理解を持っていただいた
いと思うのです。それはいゆる私学本来の法律上
明記された、先ほど言われたような自主性を尊重
するという立場を踏まえての諸般の問題ですか

だいが時間がたちましたのでこまかい点は省き
ますが、あと一、二点お尋ねをしておきたいので
すが、主として人件費に対する補助は、この間御
説明がありました、医学三〇、理工二〇ですか、
人文が一〇。聞くところによると、文部省ではこ
れを五割程度まで引き上げたいという構想を持っ
ておられるようであります。まことにけっこうだ
と思うのですが、その際、まず一つはどの程度の
期間でそこまで達成できる見通しがあるのか。そ
れからもう一つは、その場合の五割というのは、
いまここで医、理工、人文というふうな比率を現
在の予算の中でラングづけをしておるわけであ
りますが、そういうことはやはりずっと踏襲をして
将来ともその配分をやるという考えなのか。そ
れとも義務教育国庫負担法のごとく、全体の人件
費に対して将来はそれが並ぶような、要するに全
体に対しての五割というふうなやり方をやってい
こうとするのであるか。ここあたりは非常に私
学の関心の深いところだと思つて、そういう検
討をされて一つの方針を持っておられるならば、
この際ひとつ明らかにしておいていただきたいと
思ひます。

○岩間政府委員 私どもがこの人件費を含む経常
費に対する補助を考えました場合に、これはまだ
私どものほうの当初の考え方を申し上げるわけ
でございまして、この辺につきましてはいろいろ御
批判をいただきたいと思つてございまして、す
くなく、要するに私学における教育というものは、
半分は個人のためと申しますか、父兄としては子
弟に教育を受けさせたいという、あるいは社会に
出てから相当の地位につかせたいというふうな父
兄の願望が入つておると思ひますけれども、しか
しながら半分は、そこで教育を受けた者が社会に
対していろいろ貢献しているじやないか、その貢
献に対しては国の税金をもつてこたえてもよろし

○坂田国務大臣 いま管理局長から申しましたと
おりでございしますが、中教審の試案の中におき
ましても、大学の目的、性格に応じて合理的に積算
された標準教育費というふうなものを設定して、
そして私立大学に援助をしなければならぬとい
う意味のことがうたわれておるわけでございま
すが、やはり将来はそういうふうな形で、その標準
教育費というものの半分なら半分というものは国
で見るといふような形になつていこうかと思ひま
す。この作業につきましては、中教審の最終答申
が来春五月ごろに行なわれると思ひますが、その
間約一年ございしますが、長期の教育計画、ある
いはその肉づけとしての財政投資をどれくらい考
えたいかといふようなこまかい計量的な計算を
をいたしまして、そしてそれがGNPに対してど
の程度のものであつてしかるべきか、高等教育機
関全体に対しての考え方、そしてまたそれに対
して国立は大体どれくらい、公立はどれくらい、あ
るいは私立はどれくらいといふようなことも、一
応の試算としてやりたいと考えておるわけでござ
います。当面はいま局長が申し上げましたよう

○岩間政府委員 先ほど、諸外国においてもその
寄付金が大学の財政に占める割合というものが低
下しつつあると申し上げましたけれども、しかしな
がら、四十二年度におきまして、大学のみでもわ
が国では百六十四億というふうな多額の寄付金
が寄附されております。そういう意味を考えまし
て、これはまだ隠れた浄財というものがたくさんあ
るのじやないかというふうな気もするわけでござ

いますし、そういうことをおっしゃる方もござい
ます。それで、一つは、そういうふうないろ
んな制限が撤廃されていくと非常に寄付をしやす
くなるというところが、まず第一の条件じゃないか
と思ひますけれども、この点につきましては、若干
余談でございませうけれども、何か寄付をする
と、すぐ税務署が飛んでいって、何かもうけがあ
るんじゃないかというふうなことがあって、そこを改
善しなければいけません。その努力という
ものはされてしかるべきじゃないか。その浄財が
またこれからの社会になつていく私学に對しま
して投ぜられるというところは、これは一般的に
理解していただけるんじゃないかというふうな感
じから、こういうふうな規定をもうけたわけで
ございませうが、来年度は、先ほど大臣から御答
弁申し上げましたように、一応七億の寄付金を予
定しておりますけれども、将来のことにつきましては
私のほうはまだ見当もつきませんので、正直な
ところ、どのぐらいのことを申し上げられる段
階ではございませう。たいへん恐縮でございま
すが、何とかいろいろ手だてを講じまして、ドイ
ンにおきましてそういう例があるということも承知
しておりますけれども、それを何とか生かしてま
いりたいということを考へてゐるわけでございま
す。

○辻原委員 念のために、この寄付金というの
は、従来振興会の當時に窓口を貸してストレート
に当該学校に渡るといふ寄付金が多くなり、振興
財団が占めておつたのだが、そうではなくて、振興
財団がかりにできると仮定すると、財団自体とし
てそれを募集されるというのを原則になさるの
です。そこらはどうなんですか。

○岩間政府委員 やはりわが国の人情といたしま
して、どこそこの大学の何を建てるから寄付する
というところが、まあ一番寄付の早道のようなところ
がまだ現在ございませう。したがひまして、そう
いうものを排除して一般のほうに重点を置くとい
うことは、これは当面なかなかむずかしいのじや

ないかというふうな気もいたしますが、なるべく
御指摘のように広く一般の目的のために寄付を募
集いたしまして、そしてこれを各大学なり短大に
配付するといふふうな順次方向を向けてまいりた
いといふふうには考へておるわけでございま
す。

○辻原委員 これは私見であります。私はこの
寄付のあり方というものは、将来相当慎重に考へ
てもらいたいと思ひます。それは、いま人件費
の補助を出すといつただけでこれだけの議論が起
まるのですから、やはり多額のお金を出すとい
ふことになれば、先ほど私は善意の寄付金と、こ
う表現をしておるのですけれども、なかなか人間は
金に結びつきますと善意とばかりは通らぬ社会。
そういうことを考へたときに、金額をかなり大幅
に考へられたときに、かなり大口の財界寄付とい
うことはかり当てにされてゐると、これはやはり
将来の私学のあり方に関係する、私はそういう
ところのところです。ですから、いろいろな方法がある
と思ひます。社会的な立場を踏まえて寄付金を
募集するといふことは、あなたがちお金だけに
わらず、私学それ自体のあり方をPRするとい
ふ機会だと思ひます。ですから、寄付のやり方
によつては、だから、できるだけそういう不特定多
数の善意の寄付を大きく財団が吸収されるよう
な方途を確立されるならば、これは一つの新しい方
向でしよう。これはそういうことを十分検討され
ていかぬと、どこそこの大学に何を建てるから
とつて寄付してくださる、窓口だけは財団が貸し
ますといふような寄付金ばかりにこの業務の一
項を加へたならば、私はそういうやり方はあえて反
対だ。ですから、そうではなくて、そういうこと
を十分踏まえてひとつおやり願ひたい。これを
この項における注文としてひとつ申し上げてお
きたい。

それからもう一点、十三条の各項、これは全体
として非常な議論のあるところ。ですから、問
題があつて、全体他の部分をもどうするかとい
うことがこれからのいろいろな協議、議論されるわけ

ですが、その中で、いわゆる補助を受ける対象とな
るその学校法人その他は、必ずその際は法文上は
公認会計士もしくは監査法人の云々といふのがあ
ります。しかし、その届け出は所轄庁が見るわけ
です。私は先ほど申し上げましたように、私学
みずからが姿勢を正していただくという意味にお
いては、これは所轄庁だけ見ていただくといふ
はなはだ失礼な言ひ分でも、恐縮であります
が、頭を下げて申し上げておるので、決して悪
くはならぬようにしてください。というのは、だ
んごういうものができて、そして時間が経過す
ると、何でもそうですけれども、よく草創の精神
を忘れるな、草創の精神に返れとか、世の中にそ
ういうことばがあるのと同じように、法律が立法
化されたときのその法律の趣旨、精神といふもの
は、関係した者は鮮明にそれを理解し、これを自
分が身につけておるのであります。しかし、時
代を経過して別の人が見たときには、これはや
はり文字に書いたものをそのまま解釈するわけ
です。また情性でやつてきた仕事をそのまま継
続するわけだから、どうしても当初のものと違
つた形になるのが通例です。そこで、この間からも議
論して皆さんがおっしゃつておられた、私もそれ
を心配する一人であるが、まあ理事長をどなたに
するの、いろいろな議論があるでしよう。文部
省に近い人、いやそうではないのだ、私学関係者
だ、あるいは中立の人だ、いろいろあるでし
ょう。大臣もそこらそこをいろいろ苦心をされ
て、どうやら意中の人があるやうだが、その人は
おそろく初代のあれとして私はふさわしいと思
う。坂田大臣はどつぱんな人が意中の人として
めつた人だから、それはどつぱんな人に違ひないと思
うが、結局便法になるのです。私があえて頭を
下げてといふのは、だんだんこれは文部省をおや
めになつた人が行く、次にあんな人はこへ行く、
こいう時代になつたときに、私はその公認会計
士、監査法人の証明がはたしてそれほど客観的に
有効なものになるという確信がないのです。ああ
そうかといふ一片の紙切れ化しないかといふこ

と。ですから、あなた方がいまそこで目の色を変
えて、これがいい悪いを議論されてゐるほどの効
果は、私は出まいと思ひます。ただし、立場を変
えて対社会的にそういうものを見た場合に、私は
かなりの価値があるやうな気がするので。とい
うのは、どつぱんな私学もある。ところが、とき
どき問題を起す私学もある。父兄はそれを外から
ながめておつて、一体どうなんだろう。ときど
き新聞に報道されたり週刊雑誌に報道されたその
端々をとらえて議論をする。これは私は双方が当
たらぬ場合があると思ひます。そこで、やはり
対社会的にその私学の経理を公開するといふ態
度、これはむしろ監督官庁がそういうことを強制
するのではなくて、積極的に私学がおやりにな
るべき事柄ではないか。預かつたお金をりっぱに子
弟のためにかくかく使つておられますよという態度
が、私学の姿勢を正す第一歩である、私はこ
ういふふうに思ひます。あえてそれをおそれるといふこと
は、かえつて将来の私学の、先ほど申し上げた
りっぱな私学の立場を、建学の精神を強調して教
育に尽瘁してゐる私学の立場を誤解されるきらい
がある。そこで私は、所轄庁に必要だといふので
はなく、対社会的に必要だといふことで、何ら
かのそういう客観的な監査資料といふものを公表
する機会をつくつてはどうかといふことを考へる
わけ。そういうことについて、大臣はどうお
考へですか。

○坂田国務大臣 辻原先生のいまのお話は、私も
同感です。でございませうから、一方にこ
うな規定を設けましたことと同時に、やはり私立
大学側においても、進んでそのやうなことをはつ
きり明らかにされるというやうなことが慣行とし
て樹立されたいといふことが望ましいといふ
に、私は思ひます。

○辻原委員 たいへん時間が経過して恐縮です。
こまかい点でもう一点だけ申し上げて、最後に結
論を申し上げたいと思ひますが、こいう意見が
われわれのほうにもたらされております。これに
ついて文部省は、この法律では取り扱われており

ませんが、将来どうなるか、何か考えられておるか。たしか附則七条、いわゆる貸し付け金の対象となるべき学校を規定している項があったと思いますが、それによりまして、その第七條は、「当分の間、学校教育法」云々とずっとあつて、「民法第三十四條の法人を含む」。これは民法三十四條によるいわゆる営利を伴わない財団及び社団をいうのだらうと思いますが、そういうふうな規定をすると、特に幼稚園などは、せかつく幼児教育を一生懸命長年やってきているところが対象にならぬ、かなりはずれるものがあるという意見が出ております。要するに、学校法人あるいは三十四條の営利を目的としない社団、それ以外にその他の法人があると思うのです。その他の法人立による幼稚園。私は、最近ちょっと下火だけれども、やはり幼児教育の重要性というものを昔から思う一人なんです。特に幼児教育なんというのは、思想的教育を含まない、ほんとうの心理学的な立場を踏まえ、そういう一つの重要性を持っているだけに、私は何立であろうと、やはり幼児教育は少なくとも平等にあれを考えていくべきではなからうか、こういう感じがするわけです。たまたま設置者の資格によってそれを規制するがごときは、いささか幼児教育に対する考えとしては不適当ではないか、こういう感じがするわけです。これを現在の法律において除外されておるようですが、将来それをどうなさるか、そこらの点をお答え願いたいと思います。

○岩間政府委員 その点につきましては、いろいろ問題があることも先生は御承知だと思いますけれども、考え方におきましては、私も先生のお考えに同感するところが多いわけでございます。それで、この問題につきましては、参議院を中心にいろいろ御検討をいただいている面もございますので、私も、その決定がございました場合には、それに従つてよろしいのではないかと、ううに考へておるわけでありまして。

○辻原委員 それでは最後にもう一べん大上段に振りかぶるわけですが、文部大臣に、私学教育だ

けではなくて、大学教育それ自体のあなたのお考え、これは先年大学問題がいろいろ議論されて、たまたま私はあなたの御意見を承る機会がなかったもので、詳細な点はまた他日承るとして、根本的な考え方で、私も少し私見を申し上げてあなたのお考えを承りたい。

それは、ここに大学管理に関するすべての問題を集めた、国会の立法調査局がつくつた古い資料がありますが、ここにもいろいろ書かれておりますが、その中に、大正七年につくられた大学令の立法過程等についても書いてあります。私は、大学令と学校教育法による大学の目的というものを比較対照してみたのです。そうすると、あまり変わつちやいないわけです。ただ変わつてゐることは、当時の大学が設置された目的、これはおそらく帝国大学令その他も大体同じであつたと思ひますけれども、大学とは、要するに結んでいへば学問研究の府なりということ。大学令の場合には、その学問研究をして国家目的にそれを資するといふ趣旨がうたわれている。学校教育法はそれはないわけです。そのことは当然です。それは、新憲法、教育基本法等を受けて学校教育法がつくられてゐるから。しかしながら、その項を除けば、ほとんど変わつちやいないのです。というところは、私は何をいま申すかといへば、先日も管理局長が説明をなさつた。それは、現在の進学率が同年齢対比二〇％ですか。戦前は、私の記憶によりまして、年次によつて違ひますが、三％から四％。そういう数字から今日二〇％になつてゐる。だから、いま大学問題を論ずる場合に、はたしてそういう時代的推移を踏まえて論じられておるかということに、ちょっと私も疑問がある。というところは、三％、四％という段階においては、大学の目的といふものは、まことにそれにふさわしい。専門的学問研究を教授するといふ目的は、まことにふさわしい。ところが、二〇％という率は、かつての旧制中等学校における進学率とはほぼ同じであるということに類推して考へるならば、はたして今日の大学ごとく学

問研究の府という目的を課して、それを教授せしめ、その教授を受けしめるということが妥当なりやいなやという問題がある。このことについて、私は今日の大学という問題の目的はそれのみでいいのかという疑問を持つてゐる一人でありまして、文部大臣の所見をひとつ承りたい。

○坂田国務大臣 学校教育法の大学のところ、第五十二條、御存じのとおりだと思ひますが、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」といふふうな書いてあります。しかしながら、いま御指摘になりましたように、私も実はそのように思つてございまして、思うという意味では、どうも大学の先生をはじめ、まだ大学といふものは単に研究だけだ、学問のうんのうをきわめる研究だけであつて、それはまた社会と無関係、と言つては言い過ぎかもしれないが、象牙の塔式なもの考へ方、したがつてフンボルトのあの大学の理念といふものが、日本における帝国大学に踏襲をされてきた。そして戦後新制大学になつたにもかかわらず、その考へ方といふものがまだ私試でございまして、いふのはなからうか。それにつきましてもいろいろな方法論上の問題はあろうかと思ひますが、しかし、同年齢対比二〇％、そして将来五年あるいは十年後においてはあつては三〇％くらいまではいかなければいけないといふようなことを考へた場合には、もはやそういうような大学を頭に置いて現実の二〇％の学生を收容する大学といふことは、とても教育、研究、管理運営といふものはうまくいはずがないんじゃないかといふように、むしろ私は大学の變貌、大学の量的、質的變貌といふことをとらえてでなければ、新しい大学の構想といふものは出てこないのだ、こういう考へ方にあるわけでございます。一部の先生方の考へ方は、まだもつて大学といふのはそういう研究中心の大学だといふことでございまして、たとえば東京大学の今度の改革案は、かなりいろいろの面におきまして中教審の考へ方と

具体的にオーバラップしてきておる点が非常に多いと思ひます。たとえて言うならば、カリキュラムの編成につきましても、いままでは、一般教育が二年制、さらに専門教育二年制をやつた、こういう考へ方が従来の考へ方であつたけれども、もうでなくて、四年制を通じてそうしてこれに一般教育をやるといふカリキュラムがあつてしまふべきではないかといふことが大学からも出されてきておる、こういうようなことと、そしてまた、それに対しては全学的に教官が協力をしてこれに当たるといふようなことも出てきておるわけでございます。そういうわけでございますが、一体この大学問題といふことを考へた場合に、あるいは大学政策といふようなところから考へた場合には、今日、国立の三十万だけではもはや考へられない。三分の二の百万に及ぶところの私立大学あるいは公立大学を含めて、大学問題といふものを考へなければならぬ。しかしながら、どうも東京大学で考へておられるのは、あるいはこれからの立案等に出てくるかと思ひますけれども、私学に対する配慮、あるいは私学を含めた一つの大学といふものを考へて、その中における国立大学の位置づけやあるいはその中における東大の位置づけといふものが、まず出てきていない。それからいま御指摘になりましたように、東京大学は一応研究中心の大学といふような概念で定められるわけでございますけれども、われわれは、大学といふことを考へた場合、後の大学の考へ方といふことを考へる場合には、短期大学も大学である、あるいは高専も大学である、こういう把握をしなければいけないんじゃないか。したがつて、大学といふことがあつては適当じゃないかと思ひますけれども、そういう形の形の中において大学問題といふものをとらえなければならぬ。その場合には、やはり目的、性格に応じて、研究を中心とするような大学、あるいは一般の高等職業教育を中心とするような大学、あるいはまた短大、あるいは高専といふような目的、性格に応じ

た種類分けをいたしまして、それぞれの研究のやり方、あるいは教育のやり方、あるいはまた管理運営のやり方というものは、おのづと共通する部分もありまじやうし、違っている部分も出てきていいんじやなからうか、こういふふうに考えていかなければいけないんじやないかというふうに思います。しかし、この目的、性格に応じた種別化に對ししても、東大におきましては、今度三つの段階において、一般の大学、一般課程というところを重視する大学、それからもう一つは専修課程というものを主とする大学、それからもう一つは、研究者の養成課程というものを主とする大学というふうな種別化というものを考えておられる。その限りにおいては一步前進だと思えますけれども、さらにやはり短期大学とかあるいは高専とかいふものの位置づけも含めた考え方、あるいは公立、私立も含めた中における国立大学の意義、地位あるいは位置づけというものが、やはり考えられなければいけないんじやないか。しかもそれを通じて言えることは、やはりいままでのただ教育、研究をしておるといふことだけじゃなくて、教育、研究の成果を社会に還元するといふ機能というものが、新しい大学の使命として考えられてきておる。そのためには、閉ざされた大学じゃなくて、国民のために開かれた大学という形において、国民全体の意思を踏まえた学問、研究あるいは大学教育というものが行なわれるような大学にしなければならぬんじやなからうか、こういうのが、短い時間の、短いことばで表現できる、私の新しい大学に対する考え方でございます。

でに特定人の教育ではなくて、広く、やはり国民のための高等教育を受けさせる場であるという認識が一つ。それから、これはおそらく子供を預ける父兄の側の気持ちであらうと思ひ、同時にまた大学自身あるいは行政の立場、それぞれみな認識をしておらなければならぬ立場ではないか、こう思うのです。その立場に立つて考えてみるときに、いろいろ今日大学問題についての幾つかの欠点というものが浮き彫りにされてくるのではないか。そのことは、決して大学の自主性とかあるいは大学の学問、研究の妨げになるとかいう問題とは、矛盾しない、私はそう考えております。特に今日私学の助成問題がここに議論されておるわけでありますが、そういう立場を踏まえ、確かにいまいろいろ各方面で議論されているいろいろな各界の意見があります。私も、それらの方々の意見を詳細読んでみました。その中に強調していることは、やはり教育が公的立場ということを踏まえて動いているのが、少なくとも先進諸国の考え方ではないか。八〇%の補助をするイギリス、五〇%の国立大学、公立大学を強化していこうというアメリカの趨勢、それらは、いずれもやはり教育は公的立場においてやるんだというその前提がその制度のあり方を規定しているんじやないか、こう思うのです。したがって、わずか幾らですか、今度は補助が百三十何ほですか、その程度出したからといったって、それでそう欣喜雀躍というわけにはいつておりますまいが、そういうことで事足りるとするならば大間違い。やはり将来三〇%の子弟を教育する場であり、それは国公立の区別はない。少なくとも、設置者の区別はあるが、教育というものの区別の区別はないといふくらい、そういう前提を踏まえられて、いわゆる公的補助をお出しになる。しかし、その方向としては、私はやはりイギリス型が望ましい。日本の場合には、これは戦後の特色として、いわゆる私立大学が全体の七五%というのですから、これはたいした特色であります。その特色を生かしつつ、将来わが国が私学に対するあり方を規定し

ていく方向というのは、これは私はアメリカ型にはならぬと思う。したがって、どうしてもそれはイギリス型の――先ほど管理局長が御説明になったように、従来寄付金が非常に大きかったアメリカにおいても低下してきておるといふことになれば、西ドイツの方式を吸収するわけにもいきませんまいけれども、そうなれば、勢いイギリス型の考えをひとつ前提にして行政指導をなさるし、同時に私学も、先ほど私が申し上げましたような公的立場を踏まえていただくということ、これによって社会的な信頼を得るといふことが、私は私学振興の道ではないか、こう思っております。大学教育の今後のいろいろな問題については、中教審その他各方面からの御意見も出るであらうと思ひますし、また他日各論については大臣の御高見も拝聴したいと思ひますので、きょうは、私の質問はこの程度でとどめておきたいと思ひます。

○八木委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十分散会

昭和四十五年五月七日印刷

昭和四十五年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局